

第2期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画（案） に対するご意見を募集します!!

札幌市では「札幌市市民まちづくり活動促進条例」を定めて、市民と企業、市役所が協力しながら豊かな地域社会をつくることを目指しています。

この実現に向けてさまざまな取り組みを総合的・計画的に進めるために平成21年に「札幌市市民まちづくり活動促進基本計画」をつくってさまざまな取り組みを行ってきました。

この計画をつくってから5年が経ちますので、このたび、内容を見直すこととしました。

つきましては、「第2期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画」の（案）をまとめましたので、これに対する皆さまのご意見を募集します。

意見募集期間 ※期間内必着

平成26年 3 月 3 日（月）～4 月 3 日（木）

＜所管＞札幌市 市民まちづくり局 市民自治推進室 市民活動促進担当課

〒060-0611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話：011-211-2964 FAX：011-218-5156

電子メールアドレス：shimin-support@city.sapporo.jp

〔目次〕

意見募集要領	概要-1
意見応募用紙	概要-2
パブリックコメントに関するアンケート	概要-4
基本計画概要版	概要-6
基本計画本書（案）	

< 意見募集要領 >

1 意見募集期間

平成 26 年 3 月 3 日（月）から 4 月 3 日（木）まで ※期間内必着

2 意見の提出方法

(1) 郵送、持参の場合

次ページの「意見応募用紙」に必要事項を記載し、下記まで郵送、持参してください。

なお、郵送の際は、ご記入いただきました次ページの意見応募用紙を、三つ折りいただき、のりづけの上、ご郵送ください。

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目（市役所本庁舎 13 階南側）
札幌市 市民まちづくり局 市民自治推進室 市民活動促進担当課あて
（受付時間 平日 8 時 45 分～17 時 15 分）

(2) ファックスの場合

「意見応募用紙」に必要事項を記載し、下記まで送信してください

札幌市 市民まちづくり局 市民自治推進室 市民活動促進担当課あて
FAX : 011-218-5156

(3) 電子メールの場合

メールタイトルを「第 2 期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画（案）について」として、住所、氏名、年齢、ご意見内容をメール本文中にご入力の上、下記アドレスに送信してください。

札幌市 市民まちづくり局 市民自治推進室 市民活動促進担当課あて
電子メールアドレス : shimin-support@city.sapporo.jp

3 第 2 期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画（案）の配布場所

- ・市役所本庁舎 13 階南側 市民まちづくり局 市民自治推進室 市民活動促進担当課
- ・市役所本庁舎 2 階北東側 市政刊行物コーナー
- ・札幌市市民活動サポートセンター（中央区北 8 条西 3 丁目札幌エルプラザ 2 階）
- ・各区役所 市民部 総務企画課 広聴係
- ・各まちづくりセンター
- ・札幌市市民活動促進ホームページに掲載【市民まちづくり活動促進基本計画の見直しの経緯ページ】
<http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/jyourei/keikaku2nd.html>

4 留意事項

- ・電話によるご意見の受付や、いただいたご意見に対しての個別回答はいたしかねますのでご了承ください。
- ・個人情報については、札幌市個人情報保護条例の規定に従って、厳正に取り扱います。
- ・お寄せいただいたご意見は、氏名、住所を除き、すべて公開される可能性があることをご了承ください。

5 パブリックコメントに関するアンケートについて

<概要-4>ページの「パブリックコメントに関するアンケート」は今後札幌市が実施する意見募集を、より効果的に実施していくために協力をお願いしているものですので、よろしければご協力をお願いいたします。

意見応募用紙

ご意見記入欄

案について、あなたのご意見をお書きください。
また、どの項目へのご意見が分かるようにお書きください。

[illegible]

お名前		年齢	歳
ご住所			

- ※ 記入欄が不足する場合は、別紙にご記入の上、同封してください。
- ※ ご意見の提出に当たっては、お名前・ご住所などをご記入ください。（ご意見などの概要を公表する際には、お名前・ご住所などは公開いたしません。札幌市個人情報保護条例の規定に従って、適正に取り扱います。）

やまざり ㊟

やまざり

差出人	住所 氏名
-----	----------

やまざり ㊟

060-8788

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所市民まちづくり課

市民自治推進室 市民活動促進担当課 行

料金受取人私郵便

札幌中央局 承認 187

差出有効期間
平成26年4月
4日まで
●切手不要



パブリックコメントに関するアンケートへのご協力をお願い（自由回答）

札幌市では、今後、札幌市が決定する政策案についての意見募集（以下「パブリックコメント」という。）を、より効果的に実施していくため、パブリックコメントの実施自体に対してのアンケートを実施しておりますので、よろしければご協力をお願いいたします。

■本アンケート用紙は、「第2期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画(案)」にかかる意見応募用紙ではありません。「第2期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画(案)」についてのご意見は「概要-2>ページの「意見応募用紙」にご記入ください。

■意見応募用紙のみご記入をいただき、本アンケートへはご回答いただかなくても差し支えございません。

■本アンケートをご記入いただけましたら、お手数ではございますが、切り取りの上、意見応募用紙とともにご返送ください

Q1 今回のパブリックコメントの資料の分かりやすさはいかがでしたか？
（該当する番号に○を付けてください。）

- | | | |
|-------------|----------|-------|
| 1 とても分かりやすい | 2 分かりやすい | 3 ふつう |
| 4 少し分かりづらい | 5 分かりづらい | |

Q2 Q1で4又は5と回答した方は、理由を記入してください。

[

Q3 今回のパブリックコメントの資料をどこで入手しましたか？
（該当する番号に○を付けてください。）

- | |
|--|
| 1 今回のパブリックコメントの担当課
（市民まちづくり局 市民自治推進室 市民活動促進担当課） |
| 2 市政刊行物コーナー（市役所本庁舎2階 総務局 行政部 行政情報課） |
| 3 札幌市市民活動サポートセンター |
| 4 区役所（各区市民部総務企画課広聴係） |
| 5 まちづくりセンター |
| 6 その他（ |

Q4 パブリックコメントの資料の配布・閲覧場所として望ましいと思う所があれば、記入してください。

[

Q5 今回、このパブリックコメントが実施されていることをどのように知りましたか？（該当する番号に○を付けてください。複数回答可）

- | |
|------------------------------|
| 1 広報さっぽろを見た。 |
| 2 札幌市の公式ホームページを見た。 |
| 3 新聞、テレビ、ラジオ等の報道で知った。 |
| 4 家族、知人等から聞いた。 |
| 5 配布されているパブリックコメントの資料が目に入った。 |
| 6 その他（ |

Q6 以前、札幌市が行う他のパブリックコメントでご意見を寄せていただいたことがありますか？（該当する番号に○を付けてください。）

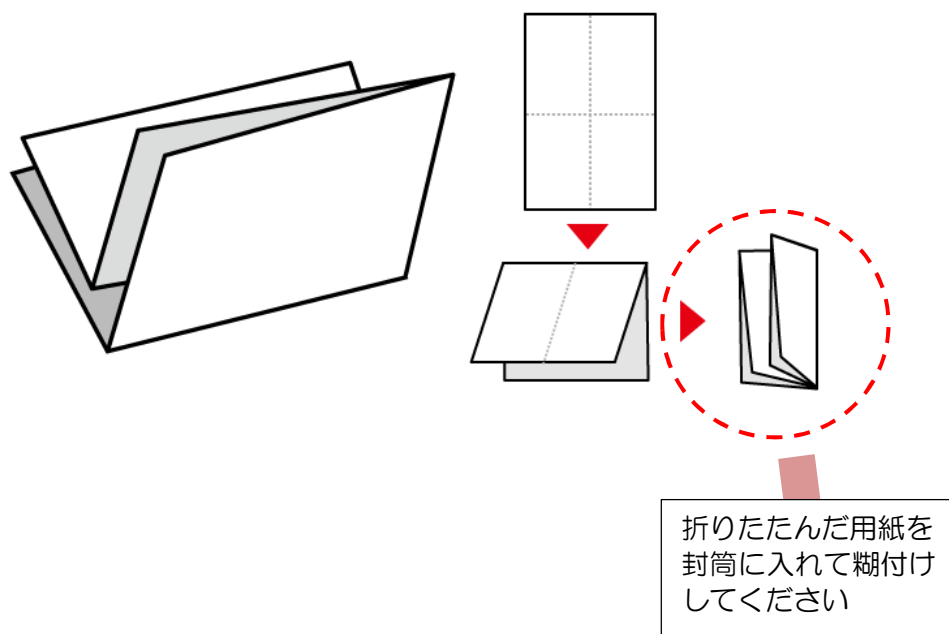
- | | |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

Q7 その他、パブリックコメントについてご意見がございましたら、記入してください。

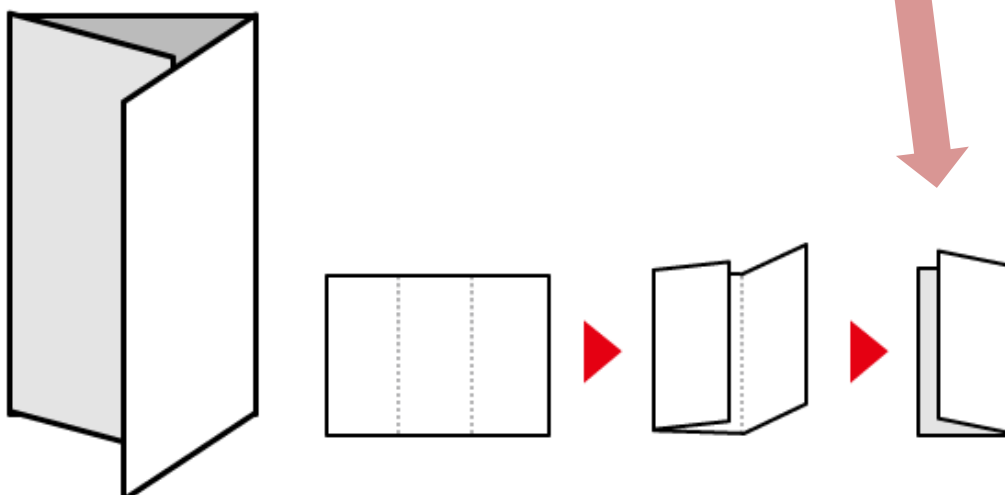
[

アンケートはこれで終了です。ご協力ありがとうございました。
お手数ですが、本アンケート用紙を切り取りの上、意見応募用紙と一緒に送ってください。

◆パブリックコメントに関するアンケート（〈概要-4〉ページ）の折り方



◆意見応募用紙・封筒（〈概要-2、-3〉ページ）の折り方



第2期 市民まちづくり活動促進基本計画（案）の概要

この「概要」ページは基本計画本書（案）の、①「基本計画の目的・位置づけ」②「市民まちづくり活動」③「第1期計画の総括」④「第2期計画の概要」に絞って、全体像を簡便に理解していただけるように作成したものです。ご意見をお寄せ下さる際には、基本計画本書（案）と併せてご活用ください。

札幌市市民まちづくり活動促進基本計画とは？

 札幌市が、「市民まちづくり活動」を活性化する取組を総合的・計画的に進めるために、「札幌市市民まちづくり活動促進条例」に基づき策定する計画です。

「札幌市市民まちづくり活動促進条例」は「札幌市自治基本条例」に基づき制定されました。

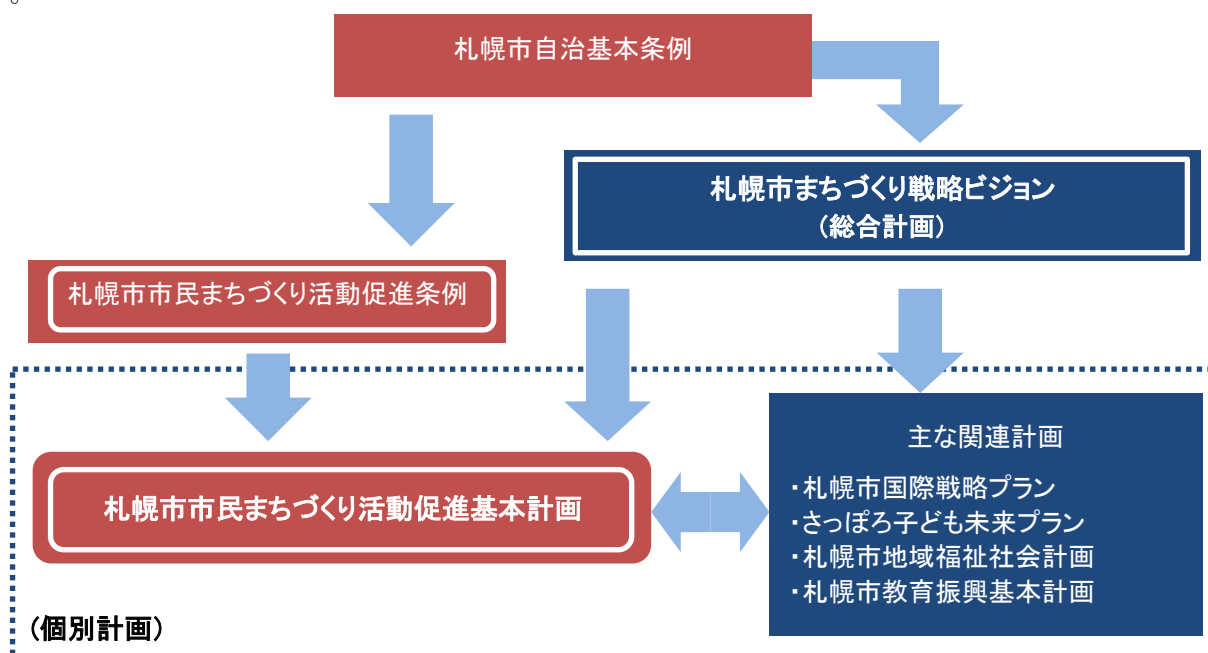
札幌市市民まちづくり活動促進条例

第1条 この条例は、市民まちづくり活動の促進について、基本理念を定め、…（中略）…市民、事業者及び市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第7条 市長は、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に促進するため、市民まちづくり活動の促進に関する基本計画（以下「市民まちづくり活動促進基本計画」という。）を策定しなければならない。 ～（第2項以下省略）

 市の様々な計画の中の「個別計画」にあたる計画です。

札幌市には様々な種類の計画がありますが、その最上位に位置付けられるのが、総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」です。本計画は、市民まちづくり活動に関する「個別計画」にあたりますが、計画の検討にあたっては、総合計画である「戦略ビジョン」や、関係分野の個別計画とも整合性をとっています。



 向こう5年間を対象期間とする計画です。

平成26～30年度（5年間）

（第1期計画の計画期間は平成21～25年度の5年間です）

「市民まちづくり活動」とは？



市民が助け合い、力を合わせれば、
まちは、もっと素敵に、暮らしやすくなる！
そんなまちにしていけるために、
市民一人ひとりができること
それが「市民まちづくり活動」です！



市民の力が集まると
まちはもっともっと
素敵になるのね！



わたしも！ぼくも！
一人ひとりが主役だね！



市民まちづくり
(暮らしやすいまちを実現)

企業・商店街



企業
ボランティア



防災



主役は市民1人ひと



緑化



福祉



子育て

NPO



節電

個人・家庭



寄附

札幌市市民まちづくり活動促進条例

第2条 「市民まちづくり活動」とは、市民が営利を目的とせず、市内において町内会、自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人等又は個人により自発的に行う公益的な活動…(以下省略)…



「札幌市市民まちづくり活動促進基本計画」では、
市民の自発的な「市民まちづくり活動」に対し、
札幌市が、総合的・計画的に支援を行うために、
目標や取り組む施策を定めています。

まちづくり活動
(市民が実現する活動)



いろいろな支援が必要だから、しっかり計画を立ててやっていくのね！

町内会・自治会



にぎわいづくり



高齢者の健康づくり



交流

一人ひとりが！



除雪
雪マナー



見守り

学校・PTA



ゴミ拾い



ゴミ減量



市は主に4つの支援を行います

- 情報の支援
- 人材の育成支援
- 活動の場の支援
- 財政的支援

自分たちでできる「暮らしやすいまちを実現する活動」は、すべて「市民まちづくり活動」なんだね



今までの取組

札幌市では平成21年度に第1期の札幌市市民まちづくり活動促進基本計画（計画期間5年）をつくり、7つの重点施策を中心に様々な取組を進めてきました。

第1期計画の基本目標

豊かで活力ある地域社会のために
～市民が市民の活動を支える”まちづくりの札幌スタイル“の構築～

重点施策1 多くの市民のまちづくり参加促進

取組	・区やまちづくりセンター等のさまざまな市民参加事業を支援するとともに、子どもや若者が楽しくまちづくりに参加できるイベントを開催しました。
成果指標	・市民まちづくり活動に参加経験のある人の割合 H18年度 41.0%→H24年度 41.8% 目標 H25年度 60%
振返り	・参加できない理由は「時間」「情報」「きっかけ」の不足です。 ・活動をしているのに「参加していない」と感じている方もいました。



第2期に向けて

- ・生活スタイルに応じた多様な参加の方法と適切な情報提供が必要です。
- ・自分とみんなのためになる「ちょっとしたこと」も、「まちづくり活動」であることをお知らせしていくことも大切です。

重点施策2 市民まちづくり活動を支える人づくり

取組	・市民活動サポートセンターなどで、ボランティアやまちづくりに関する講座を実施したほか、子どもがまちづくりを体験する機会を提供しました。
成果指標	・まちづくり人材育成講座修了者数 H21年度 198人→H24年度 977人 目標 H25年度 100人 ※市民活動サポートセンターで実施した講座の受講者数で代替
振返り	・たくさんの熱意ある方が講座に参加して学びました。 ・多くの団体は「人材」と「活動資金」の不足に悩んでいます。



第2期に向けて

- ・講座に参加する意欲のある方を、実際の活動につなげる取組が必要です。
- ・団体が運営上の問題を乗り越え、地域の課題を解決していくための支援が必要です。

重点施策3 活動の場となる施設の機能強化

取組	・市民活動サポートセンターなどの施設で活動の場を提供しました。また、地域住民の企画を反映した活動の場づくりを支援する制度をつくりました。
成果指標	・まちづくりセンターにおける市の担当部局による説明会、出前講座等の会の開催回数 H21年度 673回→H24年度 687回 目標 H25年度 807回 〈参考〉活動団体の身近な活動の場への支援期待 H25年度 54.2% 〈参考〉まちづくりセンター認知度「知らない」 H22年度 約6割
振返り	・市内中心部の施設は整備されましたが、地域における身近な活動の場が不足しています。 ・まちづくりセンターの活用が十分ではありません。



第2期に向けて

- ・民間の施設を含め、さまざまな「場」を活用して、交流をすすめることが大切です。
- ・まちづくりセンターのより一層の役割の浸透が必要です。

重点施策4 市民まちづくり活動の多様な連携を促進

取組	・団体同士の交流・情報交換の場や、団体活動を広く知ってもらう機会を設けました。また、NPOと地域の団体などが連携する取組を支援しました。
成果指標	・連携を行っている活動団体の割合 H19年度 61.9%→H25年度 59.6% 目標 H25年度 70%
振返り	・他の団体と連携したいと思いつつも、できていない団体もあります。



第2期に向けて

- ・高齢化など、今までになかった地域課題に対し、いろいろな団体の強みを組み合わせて協力していくことが必要です。
- ・そのためには、さまざまな団体や人をつなぎ、連携を生み出す人材の育成も大切です。

重点施策5 企業による社会的課題解決型事業の促進

取組	・企業やNPOなどが集まって、社会貢献活動に関する研究会を開いたほか、企業と札幌市が連携・協力してまちづくりを行うことを定める各種の協定の締結などの取組を進めました。
成果指標	・企業市民活動研究会による新たな社会貢献活動の創出(累計) H21年度 10件→H22年度 22件 目標 H25年度 30件 〈参考〉企業と札幌市が締結した協定数 H25年度 46協定
振返り	・さまざまな分野で市と企業の協力が進んでいます。 ・地域・社会貢献活動の経験がない企業の多くが、今後、何らかの活動に取り組みたいと考えています。



第2期に向けて

・地域・社会貢献活動の経験がない企業に対し、手軽に取り組める活動を提案したり、一緒に活動できる団体をコーディネートするなどの支援が必要です。

重点施策6 地域における多様なふれあいの場の創出

取組	・各種サロン事業や、町内会の地域イベント、コミュニティカフェで実施される地域交流促進の取組などを支援しました。
成果指標	・身近に交流・ふれあいのできる場があると感じている市民の割合 H21年度 27.8%→H25年度 31.8% 目標 H25年度 33.3% 〈参考〉地域主体の各種サロンの運営件数 H22年度 571件
振返り	・各種のサロンが、市全域で様々な主体により運営されています。



第2期に向けて

・身近な地域の活動の場を、気軽に立ち寄れる居場所にしていくことが大切です。

重点施策7 市民まちづくり活動を広げる寄附文化の醸成

取組	・市民や企業からの寄附を市民まちづくり活動に助成する「さぽーとほっと基金」を運営するとともに、平成24年度から拡大されたNPO 法人への寄附に対する税制優遇制度を普及しました。
成果指標	・さぽーとほっと基金への累計寄附金額 H20年度 約3,500万円→H24年度 約3億9,000万円 目標 H25年度 1億5,000万円(累計)
振返り	・「さぽーとほっと基金」にはたくさんの寄附が集まり、市民の間に寄附文化が広がっています。 ・まちづくり活動を充実させていくためには、より多くの市民への寄附の広がりや、団体への制度の普及が十分ではありません。



第2期に向けて

・時間がなくて、まちづくり活動に参加できない方などに、寄附も参加の方法だと知っていただくなど、より多くの方に寄附を身近に感じていただく必要があります。

・団体が、活動資金の確保の方法として寄附を活用できるように支援することも大切です。

これからの札幌市

今後10年の間に…

- ・超高齢化
- ・孤立化
- ・地域課題の多様化

が予想されます



市、市民、企業、町内会などまちづくり活動団体はどんなことに取り組んだらいいの？

札幌市まちづくり戦略ビジョン

戦略的に取り組むテーマ「暮らし・コミュニティ」

取り組みの方向性

- ◆ 共助意識の醸成と地域社会の仕組みづくり
- ◆ 誰もが社会に参加できる環境づくり
- ◆ まちづくり活動の担い手育成、主体同士の連携

みんなが助け合って、
まちを住みよくしていかなきゃ
いけないね



第2期 市民まちづくり活動促進基本計画（概要）

計画の目的

豊かで活力ある地域社会の発展のために

基本目標 1

『参加』 より多くの市民のまちづくり活動への理解と参加の促進

- ★まちづくりへの理解を促進し、参加の気運を醸成します
- ★市民の生活スタイルや状況に応じた多様な参加機会を創出します
- ★団塊の世代・若者・子どものまちづくりへの参加を促進します



町内会活動のテレビ CM を流し、理解と参加を呼び掛けます



寄附つき商品の普及など、寄附によるまちづくり参加を広げます



子どものまちづくり体験や学生の地域イベントへの参加機会をつくります

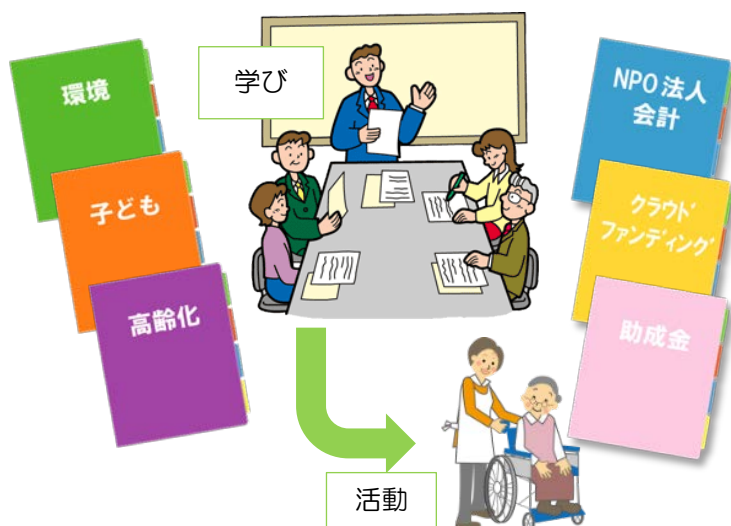
基本目標 2

『向上』 団体の運営基盤の強化と社会課題の解決能力の向上

- まちづくり活動を行う団体に対する拠点施設での支援を行います
- ★資金調達制度を活用した団体の運営基盤強化に向けた支援を行います
- 社会的課題の解決能力向上のための人材育成を行います



市民活動サポートセンターでまちづくり活動団体の相談にのったり、活動場所を提供します



学びに参加に結びつけ、社会的課題の解決能力向上に向けた人材育成を行います

第2期の基本計画(平成26～30年度)では、第1期の振返りと今後の札幌市の情勢等を踏まえて体系を整理し、4つの基本目標と、それぞれの目標に対する3つの基本施策を立てました。(★は重点施策です)

基本目標 3

『交流』 身近な地域における場と交流機会の創出

- 地域交流活動を促進します
- ★地域交流の場を整備します
- まちづくりセンターでの地域活動支援機能の充実を図ります



サロンやコミュニティカフェなど
身近な地域での交流を促進します



住民の企画提案に基づいて既存の建
物を整備し、地域の交流を進めます。



まちづくりセンターでは、地域課題の
発見や分析に役立つ情報の提供を強化
し、支援機能を充実させます

基本目標 4

『連携』 多様な活動主体間の連携の促進

- 連携促進に向けた環境の充実と地域のネットワーク化を図ります
- 企業の社会貢献活動を促進します
- ★異種連携の促進とコーディネーター人材の育成を行います



町内会、商店街、企業、学校、NPOなど地域や
さまざまな人たちの連携を促進します

成果指標

基本目標 1 『参加』～より多くの市民のまちづくり活動への理解と参加の促進

把握事項	指標	H25	H30 目標
参加の実感	市民まちづくり活動に参加したことがある人の割合	41.8%	70.0%
町内会加入	町内会加入率	71.1%	74.0%
寄附による参加	さぽーとほっと基金への寄附件数	309 件	360 件
	さぽーとほっと基金への寄附金額（累計）	4 億 9000 万円 (H25 末累計見込)	7 億 4000 万円

基本目標 2 『向上』～団体の運営基盤の強化と社会的課題の解決能力の向上

把握事項	指標	H25	H30 目標
組織化	市民活動サポートセンター登録団体数	2,141 団体 (H25.12.6 時点)	2,500 団体
	認証 NPO 法人数	875 団体 (H25.12.1 時点)	1,100 団体
資金調達力	さぽーとほっと基金団体指定寄附件数	97 団体 (H25.12.6 時点)	150 団体
運営基盤	認定 NPO 法人・仮認定 NPO 法人・条例個別指定 NPO 法人数	10 団体	30 団体

基本目標 3 『交流』～身近な地域における場と交流機会の創出

把握事項	指標	H25	H30 目標
交流の実感	身近に交流の機会があると感じている人の割合	31.8%	40.0%
場の整備	整備・創出された地域活動の場の数（累計）	20 件	100 件 (H26-30 計)
まちセンの活用	まちづくりセンターが支援した地域の主体的な活動数（累計）	913	1,060

基本目標 4 『連携』～多様な活動主体間の連携の促進

把握事項	指標	H25	H30 目標
団体の連携	連携している市民まちづくり活動団体の割合	59.6%	70.0%
企業との連携	市と協定を締結している企業の数	341 件	400 件
異種団体連携	異種団体と連携している市民まちづくり活動団体の割合	33.1%	40.0%

第2期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画

【案】

目次

第1章	札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の策定にあたって	1
第1	基本計画の目的・内容等	1
第2	基本計画の位置づけ	2
第3	基本計画策定の経緯	3
第2章	市民まちづくり活動と第1期計画策定以降の社会動向	4
第1	市民まちづくり活動とは	4
第2	市民まちづくり活動を巡る全国の動き	5
第3	札幌市の現状	6
第3章	第1期基本計画の総括	7
重点施策1	多くの市民のまちづくり参加促進	8
重点施策2	市民まちづくり活動を支える人づくり	10
重点施策3	活動の場となる施設の機能強化	13
重点施策4	市民まちづくり活動の多様な連携を促進	15
重点施策5	企業による社会的課題解決型事業の促進	17
重点施策6	地域における多様なふれあいの場の創出	19
重点施策7	市民まちづくり活動を広げる寄附文化の醸成	20
第4章	第2期基本計画の概要	22
第1	策定にあたって踏まえるべき事項	22
第2	第2期基本計画の方向性	23
第3	第2期基本計画の構成	25
1	第2期基本計画の体系	25
2	重点施策	25
3	成果指標と参考指標	26

第5章 第2期基本計画の基本目標と基本施策	27
基本目標1 『参加』～より多くの市民のまちづくり活動への理解と参加の促進	27
基本目標2 『向上』～団体の運営基盤の強化と社会的課題の解決能力の向上	30
基本目標3 『交流』～身近な地域における場と交流機会の創出	32
基本目標4 『連携』～多様な活動主体間の連携の促進	34
第6章 計画の推進にあたって	36
第1 進捗管理	36
1 成果指標と事業実施状況の確認	36
2 市民まちづくり活動促進テーブルの活用	36
3 計画の見直し	36
第2 推進体制	36
1 庁内連携による事業推進	36
2 関係機関等との連携	37
(付属資料)	
◆ 計画事業一覧	40
◆ 成果指標一覧表	49
◆ 第2期基本計画の検討経過	50
第1 市民まちづくり活動促進テーブルにおける審議	50
第2 各種調査の実施	51
第3 各種調査結果等の活用	52

第1章 札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の策定にあたって

第1 基本計画の目的・内容等

札幌市は、「市民、事業者、そして市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与すること」を目的に、「札幌市市民まちづくり活動促進条例」（以下「促進条例」といいます。）を施行しています。

札幌市市民まちづくり活動促進基本計画（以下「基本計画」といいます。）は、この目的の実現に向け促進条例第7条に基づき、市が市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもので、その内容については、同条2項において、市民まちづくりに関する目標、市民まちづくり活動の促進のための施策等としています。

【札幌市市民まちづくり活動促進条例】（平成19年12月13日制定。20年4月1日施行）

（目的）

第1条 この条例は、市民まちづくり活動の促進について、基本理念を定め、市民（札幌市自治基本条例（平成18年条例第41号）第2条第1項に規定する市民をいう。以下同じ。）、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市民まちづくり活動の促進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、市民、事業者及び市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（市民まちづくり活動促進基本計画）

第7条 市長は、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民まちづくり活動の促進に関する基本計画を策定しなければならない。

2 市民まちづくり活動促進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市民まちづくり活動に関する目標
- (2) 市民まちづくり活動の促進のための施策に関する事項
- (3) 前2項のほか、市民まちづくり活動の促進に関する重要事項

※第3項～第5項省略

また、この基本計画は市が取り組む施策・事業などを体系的にまとめた「行政計画」ですが、まちづくり活動の主体が市民であることを踏まえると、市民まちづくり活動に取り組む団体をはじめ、広く市民と共有していく必要があります。

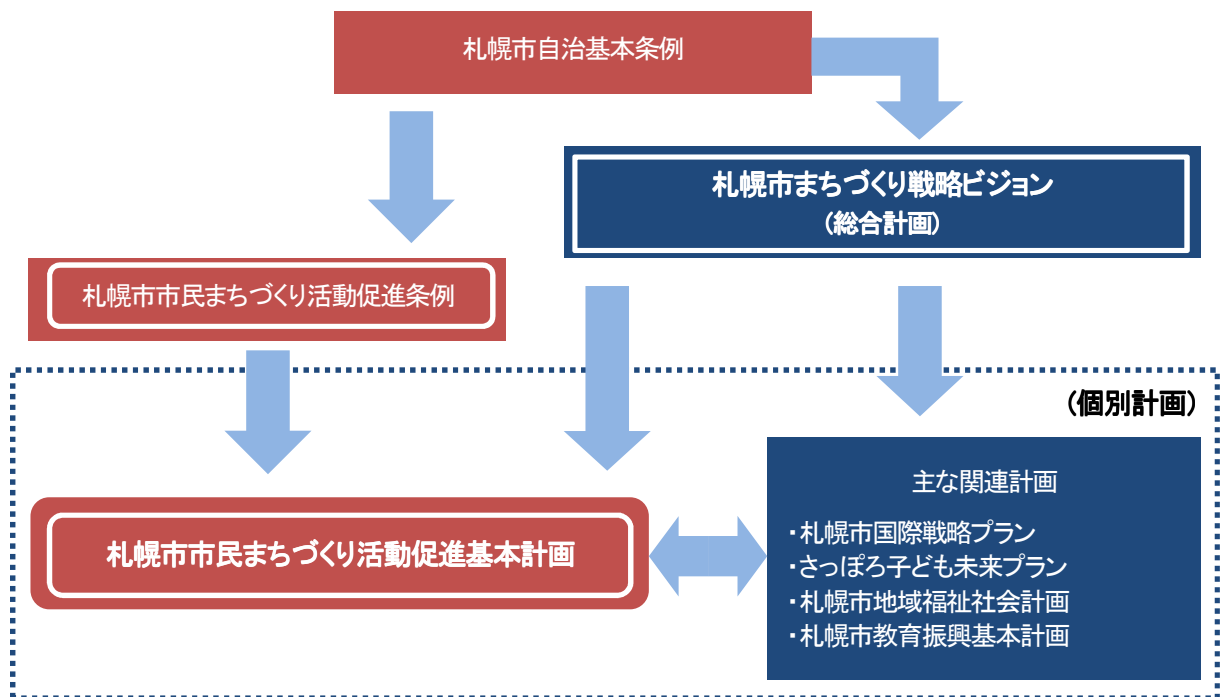
第2 基本計画の位置づけ

この基本計画は、札幌市のまちづくりの最高規範である自治基本条例第23条に基づき制定された促進条例を推進するものとして策定するものです。

また、自治基本条例第17条に定める札幌市のまちづくりの計画体系では、幅広い分野にわたる総合計画として最上位に位置付けられる「札幌市まちづくり戦略ビジョン」¹の個別計画に位置づけられます。

札幌市の市民まちづくり活動促進を総合的に推進する計画であることから、対象分野は幅広く、関わりのある各分野の関連計画とも整合性を図っています。

【札幌市市民まちづくり活動促進基本計画と条例、他の計画等との関係】



【札幌市自治基本条例】（平成18年10月3日制定。平成19年4月1日施行）

（総合計画等）

第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。※第2項～4項省略

（市民によるまちづくり活動の促進）

第23条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるために、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。

※第2項省略

¹ <ビジョン編>を平成25年(2013年)2月策定。<ビジョン編>に掲げる目指すべき都市像の実現に向けて、主に行政が優先的・集中的に取り組むことを示した<戦略編>を同年10月に策定。この中で戦略的に取り組む3つのテーマを掲げている（「暮らし・コミュニティ」、「産業・活力」、「低社会・エネルギー転換」）

第3 基本計画策定の経緯

1 基本計画が策定されるまで

札幌市では平成10年（1998年）に札幌市基本構想を制定し、市民の公益的な活動の促進の必要性を掲げました。平成13年（2001年）には市民委員による議論なども経て「市民活動の促進に関する指針」を定め、以後、この考え方に沿って市民活動に関する施策を進めてきました。具体的には、平成15年（2003年）に利便性の良い札幌駅北口に、相談や活動の場の提供など、市民まちづくり活動の総合的な支援拠点施設として市民活動サポートセンターを開設しています。

このように市民まちづくり活動への支援基盤が整備されるなかで、平成18年（2006年）に札幌市自治基本条例が制定されました（平成19年（2007年）施行）。自治基本条例は、市民のまちづくりに参加する権利を定めるとともに、第23条において、『市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備する』と規定しています。

これに基づき、平成19年（2007年）に促進条例を制定（平成20年（2008年）施行）、平成21年に基本計画（以下「第1期基本計画」といいます。）を策定し、現在の市民まちづくり活動促進施策の基本的な方向性を定めました。

2 第2期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の策定過程

第1期基本計画は概ね5年経過後の見直しを想定し、各種の成果指標も平成25年度を目標に設定しています。そこで、札幌市では平成26年度以降も引き続き市民まちづくり活動の促進に係る施策を総合的、計画的に実施するために、平成26年度～平成30年度を対象期間とする第2期の基本計画（以下「第2期基本計画」といいます。）を策定することとし、平成25年（2013年）6月13日、札幌市市民まちづくり活動促進テーブルに、その基本的方向性について諮問し、同年12月3日に答申を受けました。

また、第2期基本計画の検討にあたっては、市民まちづくり活動団体・市民に対するアンケートやワークショップを実施し、市民の意見を反映するよう留意しました。

第2章 市民まちづくり活動と第1期計画策定以降の社会動向

第1 市民まちづくり活動とは

「札幌市市民まちづくり活動促進条例」では、「市民まちづくり活動」を『市民が営利を目的とせず、市内において町内会、自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人(以下「NPO 法人」という。)等又は個人により自発的に行う公益的な活動』と定義しています。

札幌市内には、古くから地域のまちづくりの中核を担ってきた単位町内会が約 2,200、連合町内会が 90 あるとともに、NPO 法人は約 850、任意団体を含めた市民活動サポートセンター登録団体数は約 2,200 にものぼり、これらの団体それぞれにより、高齢者や障がい福祉、子どもの健全育成、文化・芸術などさまざまなまちづくり活動が展開され、企業による社会貢献活動も広がりを見せているところです。

また、個人や家庭レベルでも、前述の団体等が行うまちづくり活動への参加をはじめ、環境負荷や将来のまち、次世代への配慮など公益的観点から自発的に行われているゴミの分別・減量化や省エネ等の取組、さらには、市民まちづくり活動を資金面から支える寄附行為等も広がりを見せており、これらの取組もまちづくり活動といえます。

このように、「市民まちづくり活動」の主体は、**団体、企業から個人**まで広範にわたり、これらの主体が営む『快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公益的な活動』は、すべて「市民まちづくり活動」ということができます。



第2 市民まちづくり活動を巡る全国の動き

札幌市では市民まちづくり活動の促進施策の指針となる第1期基本計画を平成21年(2009年)5月に策定しましたが、国においても、その約半年後の10月に「新しい公共」の考え方が示されました。これは、従来「官」が担っていた「公共サービス」の概念を刷新し、市民や企業などさまざまな主体が「公共」領域に参画し、財・サービスの提供主体となる「新しい公共」の推進により、「支え合いと活気がある社会」を実現しようというもので、全国で47,000にもものぼるNPO法人もその担い手の一つと位置づけられています。

これを機に、税制優遇措置を受けることのできる認定NPO法人²の要件の緩和など寄附税制の見直しや、NPO、町内会などの地縁組織をはじめとするさまざまな団体が連携・協働しながら地域の社会的な課題の解決にあたる基盤の整備³などが進められました。また、平成24年(2012年)4月には、NPO法人の認証認定事務が政令指定都市に移管されるなど、地域に根差したNPO法人が活躍する環境も整いつつあります。

さらに、国においては平成25年(2013年)4月から「新しい公共」の考え方をさらに進め、「共助社会づくりの推進」に取り組むこととし、この中においても町内会などの地縁組織やNPOは大きな役割を期待されています。

一方、平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災は、日本社会に大きな影響を与えました。

内閣府が平成25年2月に公表した「社会意識に関する世論調査結果」では、8割弱の方が、社会における結びつきが「(東日本大震災)前よりも大切だと思うようになった」と答えています。また、震災後、強く意識するようになったことは何かという設問⁴には、「家族や親戚とのつながりを大切に思う」(67.2%)、「地域でのつながりを大切に思う」(59.6%)、「社会全体として助け合うことが重要だと思う」(46.6%)、「友人や知人とのつながりを大切に思う」(44.0%)など、人とのつながりや助け合いを意識する回答が上位を占めています。

震災ボランティアは平成23年3月から平成25年9月末までに延べ約130万人⁵に及び、震災関係の寄附は約6,000億円、寄附をした方は8,512万人にのぼりました⁶。また、所得税の寄附金控除を利用した方も、平成22年(2010年)分の57万9千人から平成23年(2011年)年分は121万9千人⁷と倍増しています。

このように、第1期基本計画が策定された平成21年以降、全国的にも市民まちづくり活動を活性化するための社会基盤の整備・充実が進むとともに、東日本大震災をきっかけに、助け合いや寄附の意識が広がりを見せていると言えます。

² NPO法人のうち、運営組織や事業活動が適正であることなど一定の基準を満たすものを所轄庁(札幌市内にのみ事務所がある法人については札幌市)が認定する制度。認定NPO法人になると、税制上の優遇措置を受けることができます。

³ 平成23年度より2年度に渡り「新しい公共支援事業」の一環として「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」「社会イノベーション推進のためのモデル事業」などが実施されました。

⁴ 複数回答

⁵ 全国社会福祉協議会

⁶ 日本ファンドレイジング協会編『寄附白書2012』(経団連出版、2012年)

⁷ 「新しい公共」に係る最近の状況等について(平成24年8月22日内閣府)

第3 札幌市の現状

第1期基本計画の策定以降、札幌市内のNPO法人数は約850にのぼり、また、市民や企業からの寄附を原資に市民まちづくり活動団体へ助成を行う「さぽーとほっと基金」への寄附は累計4億5千万円⁸に迫る勢いです。さらに、企業が市と協力してまちづくり活動を行うことを定めて締結した協定は46まで増加しており、市民まちづくり活動の機運は高まりつつあります。

また、札幌市では、国の認定NPO法人制度に加え、市が独自に条例でNPO法人を指定すると、当該法人への寄附について個人市民税の優遇措置が適用される条例個別指定制度を整備し、平成26年1月から運用を開始したところです。今後は、こうした制度も活用し、コミュニティの中心的組織として地域社会を長期的視点で守り支える町内会と、今後も成長が見込まれるNPOなどの団体、社会貢献活動に意欲を持った商店街や企業など、多様な主体が力を合わせてまちづくりを進めていくことができる環境を整えていくことが重要です。

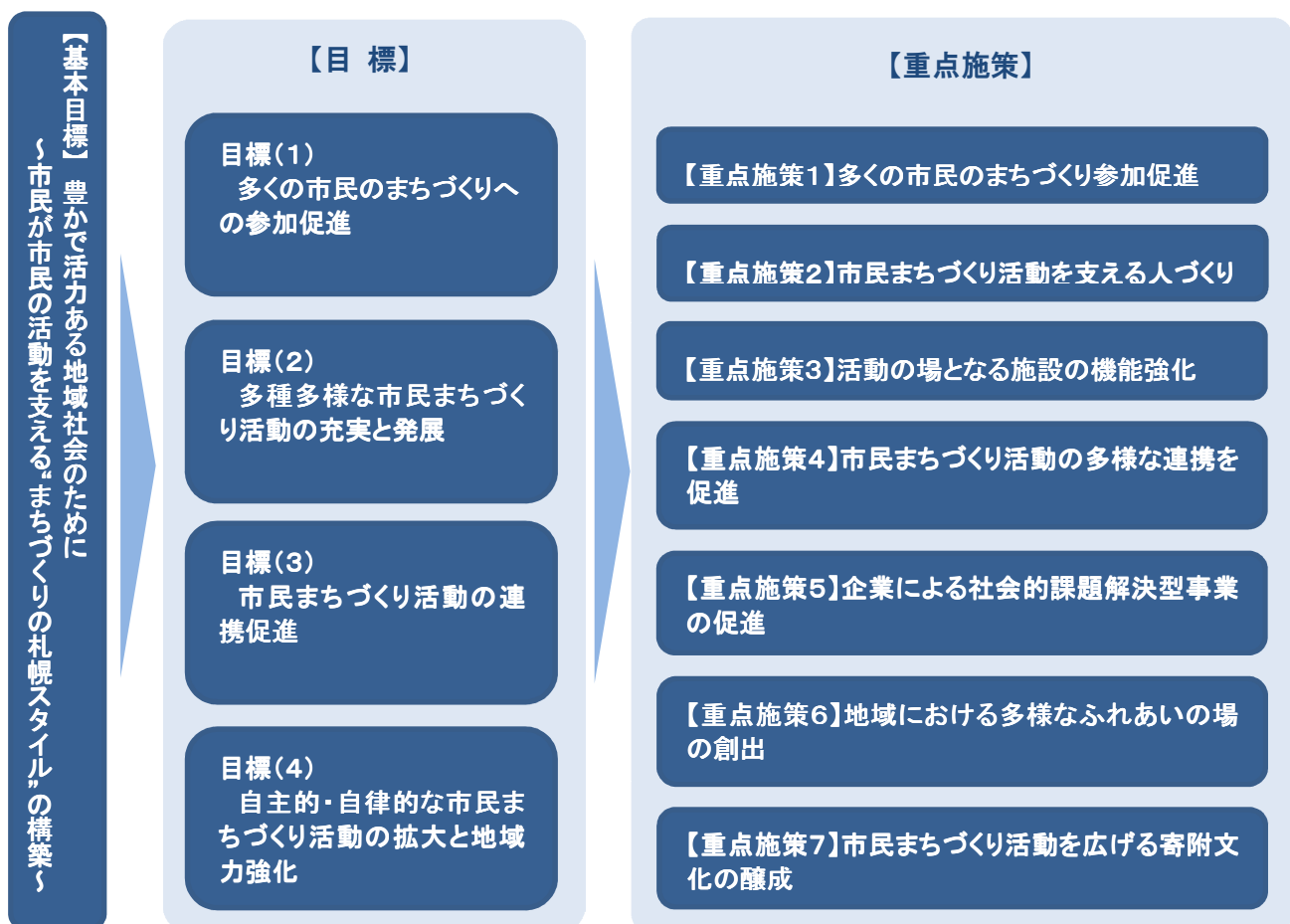
⁸ 平成20年(2008年)4月の制度創設から平成25年(2013年)11月末までの入金額

第3章 第1期基本計画の総括

第1期基本計画は、「市民が市民の活動を支える“まちづくりの札幌スタイル”の構築」を基本目標に据え、4つの目標と7つの重点施策等から構成されています。

ここでは、重点施策ごとに第1期計画に基づく取組を「評価」し、そこで浮かび上がった課題を解決するための方向性や留意事項などを「第2期に向けて踏まえるべき視点」としてまとめました。

【第1期基本計画 目標及び重点施策】



重点施策 1 多くの市民のまちづくり参加促進

【取組概要】

多様な参加機会の創出のために、区やまちづくりセンター等によるさまざまな市民参加事業の支援、子どもや若者が楽しくまちづくりに参加できるイベントの開催などに取り組みました。

また、これらの周知やまちづくり活動、活動団体に対する市民理解の形成を目的に、さっぽろまちづくり総合情報ポータルサイトによる情報発信の充実を図りました。

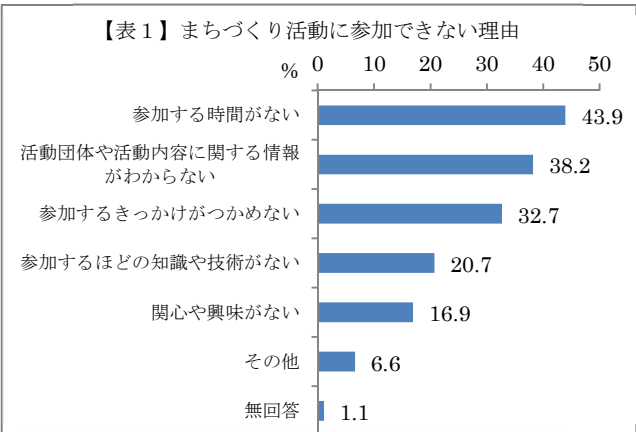
【成果指標】 市民まちづくり活動に参加経験のある人の割合（％）

H18	H21	H22	H23	H24	H25 目標
41.0	54.0	38.5	40.2	41.8	60

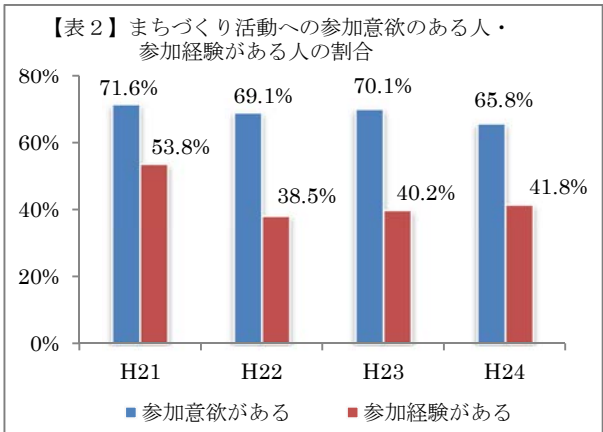
<資料>札幌市指標達成度調査

第 1 期基本計画期間中、身近な地域や区レベルでさまざまなまちづくり活動への参加機会が設けられてきたところですが、成果指標としている『市民まちづくり活動に参加経験のある人の割合』は、依然として 40%前後と伸び悩み、目標値を下回っています。

まちづくり活動に参加できない理由としては、『時間がない』、『情報がどこにあるかわからない』『参加するきっかけがつかめない』（表 1）と多くの方が答えており、参加意欲のある方を実際の活動に結び付けていくためには、これらの参加障壁を取り除くことが課題となっています。さらに、『まちづくり活動への参加意欲のある人』と実際に『参加経験のある人』との差が 30%程度あることから、参加意欲がありながら実際の活動への参加に結び付いていない潜在層が相当数いることが窺えます（表 2）。



<資料>札幌市市民アンケート調査(平成 25 年 8 月)



<資料>札幌市市政世論調査

このため、市民のさまざまな生活スタイルや状況に合わせて「できるときに、できることを、できる時間だけ」参加できる機会・仕組みの創出や、実際の活動には直接参加できなくても寄附を通じてまちづくり活動へ間接的に参加するなど、多様な参加方法を提供していく必要があります。

また、こうした活動や参加方法について、対象者に適した手段で時機を捉えて情報発信することが大切です。転入・退職などの節目に合わせて地域行事への参加を呼びかけるなど、身近で容易に取り組みやすい参加のきっかけづくりを行っていく必要もあります。

一方で、市民が持っている「まちづくり活動」や「参加」のイメージが必ずしも一様ではなく、実際にはまちづくり活動に参加しながらも、必ずしも「参加」認識にはつながっていないことも課題です。

『市民まちづくり活動への参加経験』に関する各種調査結果の差異⁹をはじめ、市民ワークショップでは「まちづくり活動にNPOは含まれないと思っていた」、「町内会の運営は自分たちのことであり、まちづくり活動とは思っていない」、「〈地域の清掃活動など〉この程度で参加と言っているのか分からない」といった発言が多くあり、市民の「まちづくり活動」や「参加」のイメージが多岐に渡っていることが窺えます。

このため、具体的な「まちづくり活動」や「参加」のイメージを提示しながらその意義や効果を伝え、併せて、自分たちが地域や生活を豊かにする担い手である、と実感を持ってもらえるような取組を進めていく必要があります。

【第1期の評価】

- 意欲がありながら参加に結びつかない3割の潜在層。参加障壁は「時間」、「情報」、「きっかけ」。
- 市民の「まちづくり活動」等のイメージが多様。参加していても、認識に結びついていない。

～第2期に向けて踏まえるべき視点～

- 生活スタイル、状況に応じた多様な参加機会の創出。特に参加意欲のある人を実際の活動に結び付ける方策。
- 「まちづくり活動」や「参加」のイメージの共有化と、まちづくりの担い手であることを実感してもらえる方策。

⁹ 「まちづくり活動」に参加したことがある、と答えた割合が最も高いのは平成21年度の市民自治に関するアンケート調査53.8%、最も低いのは平成25年度第2回市民アンケート17.5%。毎年度実施している札幌市指標達成度調査(本計画の成果指標)では40%前後。

重点施策2 市民まちづくり活動を支える人づくり

【取組概要】

中核的人材やボランティア参加者などの多様な人材を育成するために、市民活動サポートセンターやさっぽろ市民カレッジ、ボランティア研修センター等において各種講座を開催するとともに、まちづくりセンターや各部局で企画する事業を通じて、子どもがまちづくりを体験する機会を提供するなど、入門者から団体の担い手まで、幅広い人材を対象とした取り組みを行いました。

【成果指標】 まちづくり人材育成講座修了者数(人)

※ボランティアや広報・経理担当者など多様な人材ニーズへの対応の観点から、市民活動サポートセンターで実施した各種の講座を人材育成講座と位置づけ、その受講者数で代替

H21	H22	H23	H24	H25 目標
198	464	701	977	100

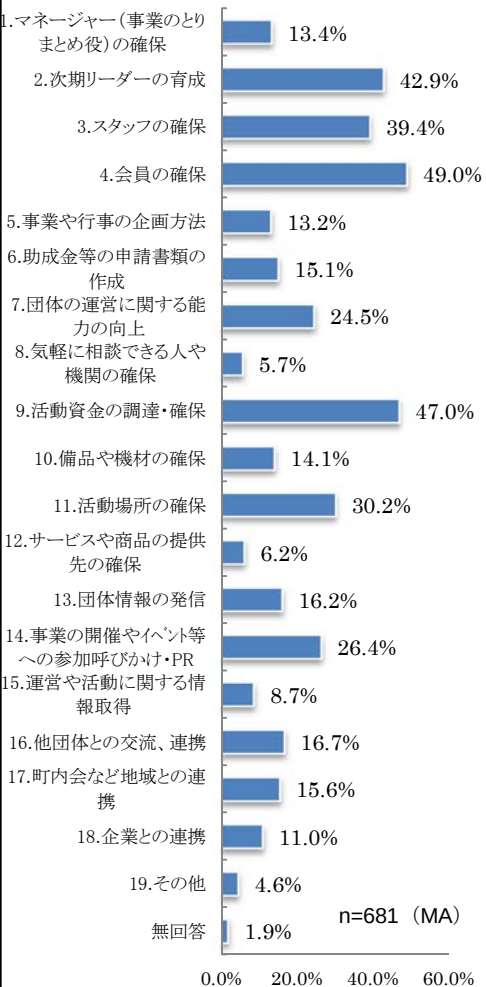
<資料>札幌市市民自治推進室調べ

成果指標としている『まちづくりに関する講座受講者』は平成21年度からの4年間で1,000人に迫る勢いであり、意欲ある市民が一定数存在していることが窺われます。また、市民活動サポートセンターでは、まちづくりに関する各種講座・研修の開催のほか、活動団体に対する運営相談や、各種情報提供などの支援も行っており、その登録団体数は年々増加し2,000団体を超過している状況から、同センターを中心に展開している市民まちづくり活動を支える取組が、市民に一定程度浸透してきたものと評価しています。

しかしながら、このような利用者の広がりや、前項で述べたとおり、実際のまちづくり活動に参加する市民に必ずしも直結していない状況から、「学ぶ」機会と「参加する」機会を、どう有機的に結びつけていくかが、今後の課題といえます。

また、団体が抱える課題としては、会員の確保やリーダー・スタッフの育成など『人』に関するもののほか、

【表3】まちづくり活動団体の抱える課題



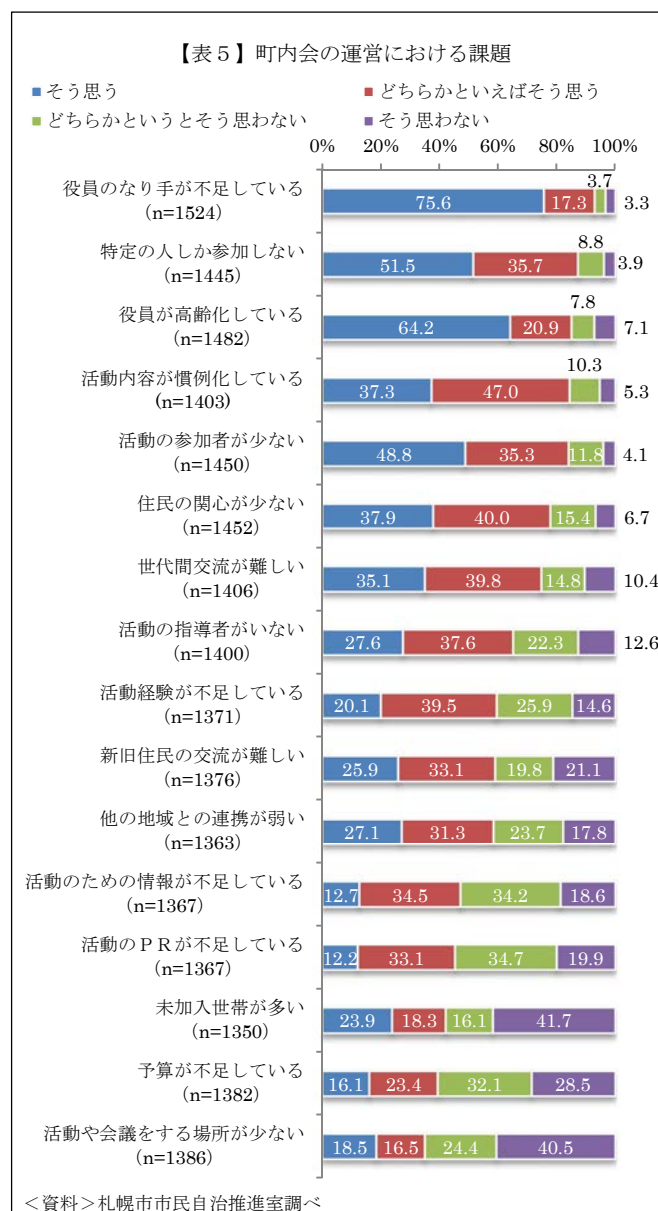
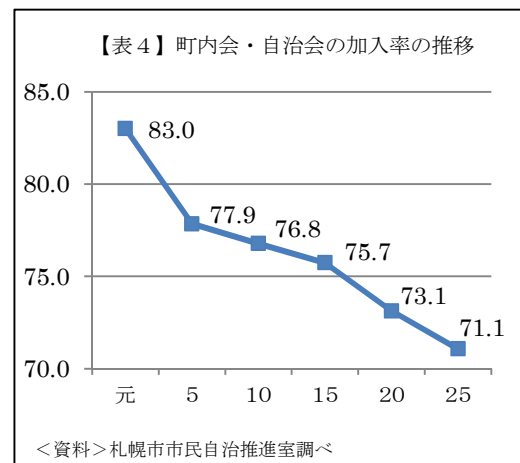
<資料>札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の見直しに係るアンケート調査(平成25年7月)

活動を維持・発展させていくための活動資金の調達など「経営資源」や「ノウハウ」に関するものが高数値を示していることから(表3)、今後は「人づくり」のみならず、運営基盤の強化やノウハウの蓄積など、団体運営全般にわたる総合的な支援の必要性が高まっています。

このため、各種講座等の内容を団体のニーズに応じてさらに充実を図っていくとともに、NPO 法人関係事務が平成 24 年 4 月に北海道から札幌市に移管され、より身近できめ細かな対応が可能となったことを活かし、NPO 法人の認証制度や税優遇措置が受けられる認定制度などさまざまな制度の普及・活用を進めていくことが重要です。

また、古くから地域のまちづくりを担ってきた町内会などでも、加入促進に向けた各種取組を実施しているところですが、依然として『加入率の低下』傾向に歯止めがかからず(表4)、「役員や活動の担い手不足」、「活動内容の慣例化」(表5)などの課題が顕在化しています。このため、加入促進に向けた取組に対する支援の充実とともに、地域のまちづくりを担うさまざまな主体が相互に連携、補完しながら地域課題に対応していける地域団体のネットワーク化などの取組も重要性を増しています。

そのような状況を背景に、近年、地域課題の複雑・多様化に伴い、関係する人や団体をコーディネートしながら解決していく、コミュニティ・デザイナーやタウン・マネージャー¹⁰、活動を維持・発展させていくため寄



¹⁰ ワークショップなどの様々なコミュニケーション手法を用いながら、立場の異なる人と人をつなぎ、既存の地域資源と新しいアイデアなどを組み合わせ、住民の力を引き出しながら地域や社会をよりよいものに変えていく人。活動領域や用いる手法に応じて、コミュニティ・デザイナー、タウン・マネージャー、ソーシャル・デザイナーなどと呼ばれる。

附・会費・助成などを得ていくスキルを有するファンドレイザー¹¹といった専門的な能力を有する人材が活躍しているところであり、今後、団体のリーダーなどを中心に、このような高いコーディネート能力や課題解決能力を有する人材育成に力を入れていくことも必要となっています。

【第1期の評価】

- 市民の高い学習意欲とその機会を提供する拠点施設の浸透。
- 一方で受講後、参加に結びついていない。
- 町内会、NPO など団体の課題は「人材」と「活動資金」。

～第2期に向けて踏まえるべき視点～

- 「学ぶ」、「参加する」機会をつなぐ方策。
(重点施策1との連動性)
- 資金調達に関連する各種既存制度の活用や団体運営全般の総合的支援。
- 市民活動サポートセンターなどでのニーズをとらえた講座や相談機能の充実。
- 複雑・多様化する地域課題を総合的にコーディネートし解決する専門人材の育成。

¹¹ 活動のための資金を集める能力を持つ人。広報スキルに留まらず、組織の成長・発展戦略を検討するなど幅広い能力が求められる。日本ファンドレイジング協会の認定資格制度がある。

重点施策３ 活動の場となる施設の機能強化

【取組概要】

活動拠点を持たない団体の支援のために、NPOなどの団体の活動拠点施設である市民活動サポートセンターにおいて、専用ブースや交流スペースなど活動の場を提供するとともに、札幌星園高等学校跡施設に市民活動プラザ星園を整備して団体の利用に供しました。また、地域における活動の場を充実するために、地域のニーズや企画を反映した活動拠点の整備に対する支援制度を創設しました。

併せて、さまざまな支援ニーズに対応するために、市民活動サポートセンターで相談対応や、市民に対する理解促進のための試みを行ったほか、8か所のまちづくりセンターが自主運営に移行し、地域に密着した拠点運営を行っています。

【成果指標】

まちづくりセンターにおける市の担当部局による説明会、出前講座等の会合の開催回数

H21	H22	H23	H24	H25 目標
673	673	700	687	807

<資料>札幌市市民自治推進室調

成果指標としている『まちづくりセンターにおける市の担当部局による説明会、出前講座等の会合の開催回数』は、目標には届かないものの例年700近くで推移しています。

NPOなどの団体への活動の場の提供については、支援拠点施設である市民活動サポートセンターに加え、市民活動プラザ星園でも場の提供を開始し、機能面においても重点施策2で触れたとおり(9ページ)、各種講座の開催などで充実を図ってきているところです。

また、まちづくりセンターは、身近な地域の活動の支援拠点として、地域のさまざまな活動に関わりを持ちながら運営され、このうち8カ所が地域の自主運営に移行し、主体的な取組がなされてきています。しかし、市民に対するアンケートでは約60%の人がまちづくりセンターでの取組等を認知していないことから¹²、引き続き地域の多様な活動主体とのネットワークを広げるとともに、多岐に渡るニーズに対応できるよう機能を強化し、身近な支援拠点としての役割を浸透させる必要があります。

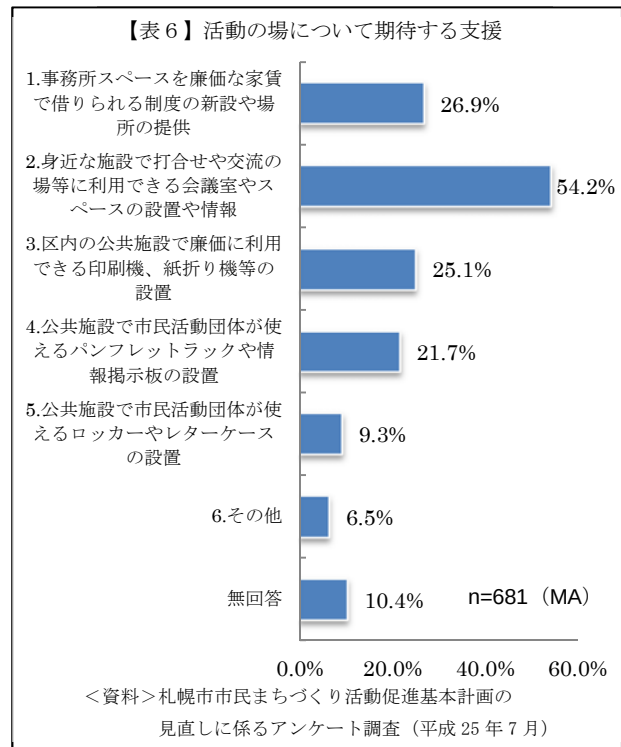
¹² 22年度第2回市民アンケート調査結果 「まちづくりセンターの仕事の認知度」 『知らなかった』(60.9%、N=5077)
22年度「市民自治意識探究推進事業」アンケート(市民自治推進室) 「まちづくりセンターの認知度」 『名前も行っていることも全く知らない』(37.9%)、『名前は知っているが行っていることを知らない』(22.6%)、(N=3124)

その一方でまちづくり活動団体に対するアンケート結果では、活動の場に対する支援への期待として「身近な施設で打ち合わせや交流の場等に利用できる会議室やスペースの設置や情報」が引き続き高い割合を占めています（表6）。

身近な地域における場の提供としては、区民センターや地区センターといった公共施設の貸会議室などがありますが、まちづくり活動団体に対するアンケート結果では、「身近な施設で打ち合わせや交流の場等に利用できる会議室やスペースの設置や情報」が引き続き高い割合を占めていることから、今後はより身近に立地する民間や既存の施設活用の重要性が高まるものと考えられます。

札幌市では、平成24年度から、地域住民の提案に基づき、空き地や空き家、既存の集会施設を改修し、地域活動を活性化させる補助制度を開始したところですが、今後も、住民発意のこうした取組への支援を継続していく必要があります。

さらに地域の中では、コミュニティカフェ¹³などの飲食店や企業の理解・協力を得て、場の提供を受けている例もあり、こうした「場」の資源を有効に活用し、情報収集し発信する方策等を検討していくことも必要です。また、こうした「場」は、スペースとしての提供のみならず、まちづくり活動への参加のきっかけとなるような役割が期待されるため、住民が気軽に集い、そして交流し、地域のまちづくり活動への参加に結びつけるなどの取組や機能の充実も併せて必要となります。



【第1期の評価】

- 市内中心部の拠点施設は一定程度充足。
- 地域活動の支援拠点であるまちづくりセンターの認知・活用が十分でない。

～第2期に向けて踏まえるべき視点～

- まちづくりセンター機能の充実と役割の浸透。
- 地域にあるさまざまな「場」の資源の活用。
- 「場」の整備・創出とあわせて、交流や地域のまちづくり参加につながる「内容」・「機能」を充実。

¹³ 出会い、交流を生み出し、地域に人と人とのネットワークを広げることを志向しているカフェ。Hokkaido コミュニティ Café クミアイ加盟の店舗(市内約30)のほか多数が存在している。

重点施策 4 市民まちづくり活動の多様な連携を促進

【取組概要】

情報やノウハウの共有によるまちづくり活動の充実のために、市民活動サポートセンターを中心に、団体同士の交流や情報交換の機会を設けるとともに、団体の活動内容を広く市民に知ってもらうためのイベントなども開催しました。また、NPOなどの団体同士の連携や、地域との連携による取組に対する支援の仕組みも整備しました。

【成果指標】 連携を行っている活動団体の割合（％）

H19	H21	H22	H23	H24	H25	H25 目標
61.9	-	-	63.7	-	59.6	70

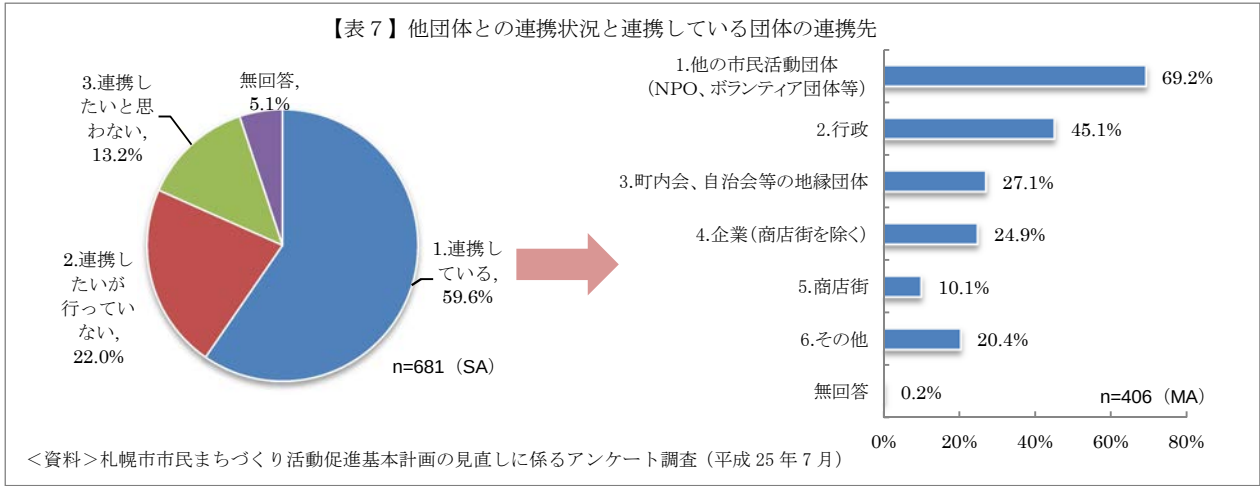
<資料>札幌市市民自治推進室調

成果指標としている『連携を行っている活動団体の割合』は60%前後と伸び悩み、目標値を下回っています。

この背景としては『連携したいが行っていない』団体が約20%程度存在しながら（表7）、依然として実際に他団体とつながっていないことが挙げられます。

団体同士が知り合い、連携してまちづくりに取り組むきっかけとなるように、市民活動サポートセンターを中心に、交流や情報交換機会が設けられていますが、実際の連携に発展させていくには、共通する課題や目標等を認識し合うことが前提となります。

市の取組を通じて、障がいのある方への就労支援や、発展途上国支援、地産地消を進める複数の団体が、共通する製品販売の面で、広告・PRや販売の専門家からアドバイスを受けながらイベントを実施し、来客数や売上が大きく伸びた事例もあります。交流などの機会の提供とあわせ、具体的な連携事例とその成果なども発信していくことが大事です。事例のような社会的課題での連携の場合、アドバイザーやコーディネーターなどによる支援も必要と考えます。



また、連携の相手方としては、同種の団体がほとんどで、町内会や企業など異種団体との連携は3割程度に留まっており、連携につながる仕組みが期待されています。

このため市では、各分野における専門的知識・ノウハウや機動力を持つNPOと、町内会をはじめとする地域のまちづくりを担う団体や企業が、連携して地域課題に取り組む事業への補助を開始したところです。地域課題は今後ますます、複雑・多様化すると予想され、異種団体が連携することにより互いの強みを持ち寄り、相乗効果を発揮して課題解決していくことの重要性が増すものと考えられます。そのため、地域と連携した取組に対する支援の継続とともに、その前提となる多様な団体の詳細な情報提供や、団体同士が知り合える機会の創出、さらには団体をつなぐコーディネーターを育成していく必要があります。

【第1期の評価】

- 団体同士の連携支援が途上段階。連携を希望しながら実現できていない団体が2割程度存在。

～第2期に向けて踏まえるべき視点～

- 異種団体連携の促進。
- 複雑・多様化する地域課題を総合的にコーディネートし解決する専門人材の育成と支援。
(重点施策2との連動性)

重点施策 5 企業による社会的課題解決型事業の促進

【取組概要】

企業の力を地域や社会的な課題解決に活かすために、企業やNPOなどの団体が集まり、社会貢献活動についての情報交換や学習などを行う企業市民活動研究会や、企業と札幌市が連携・協力してまちづくりに取り組む各種協定の締結などの取り組みを進めました。

【成果指標】 企業市民活動研究会による新たな社会貢献活動の創出（累計）

H21	H22	H23	H24	H25 目標
10	22	-	-	30

※20～22年度までマッチングを実施
23年度からは企業の社会貢献活動をコーディネートする一般社団法人と協働し、参加企業の意向等を受け勉強会を中心に運営。

※参考：まちづくりパートナー協定、各局区個別協定締結の状況

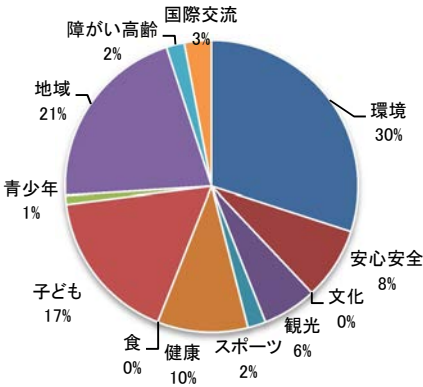
取組項目	H20	H21	H22	H23	H24	H25
パートナー協定	3社	2社（計5）	1社（計6）	3社（計9）	0（計9）	1社（計10）
個別協定	—	—	—	10局区 31協定	—	16局区 36協定

＜資料＞札幌市市民自治推進室調

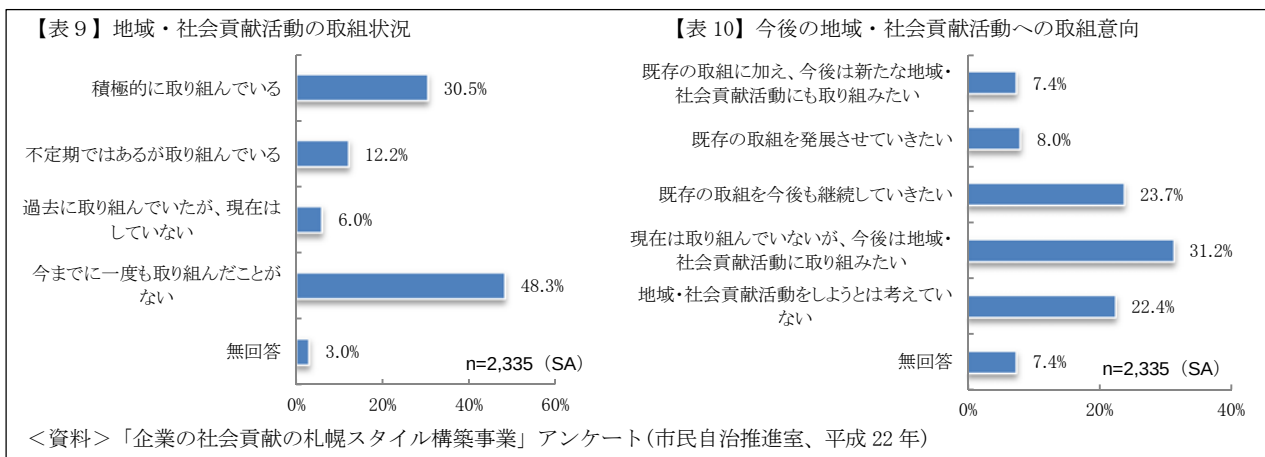
成果指標としている『企業市民活動研究会による新たな社会貢献活動の創出』とともに、企業が持つ施設や人材などの資源を活かし、市と複数の分野のまちづくりに連携・協力しながら取り組んでいく「さっぽろまちづくりパートナー協定」や、各局区の施策・事業を企業の協力等により進めていく個別協定締結などで、幅広いまちづくりの分野において企業と市の協力関係の構築が進んできています（表8）。

平成22年度の市内企業に対する調査では、「地域・社会貢献活動」を行っている企業は約4割強ですが、「現在は取り組んでいないが、今後は地域・社会貢献活動に取り組みたい」という意向を持つ企業が約3割あり、多くの企業が地域・社会貢献活動に関心・意欲を持っていることが窺えます（表9, 10）。

【表8】 まちづくりパートナー協定
協働事業分野別割合（8企業1団体）



＜資料＞札幌市市民自治推進室調



また意欲のある企業の約 6 割が、地域住民や町内会、あるいは NPO・ボランティア団体と連携してまちづくり活動に取り組むことを希望しているため、これらの企業に地域・社会貢献活動に取り組んでもらえるよう、コーディネートしていく必要があると考えます。

企業が持つ施設や人材、ネットワークなどの資源はまちづくり活動にとって大きな力となります。また、地域の活性化は、長期的には企業にとっても経営面にもプラスの効果を与えることも期待できます。

そのため、地域・社会貢献活動に関心のある企業に対して、手軽に取り組める活動の提案や、地域などとの連携のコーディネートに力を入れ、お互いに継続的に発展できるような協力や連携のあり方を見つけていくことが大切です。

【第 1 期の評価】

- 個別協定など企業と市との連携が拡充。
- 社会貢献活動に意欲があるが未着手の企業が 3 割程度存在。ノウハウの提供や町内会・NPO とのコーディネートなどの支援が不十分。

～第 2 期に向けて踏まえる視点～

- 未着手企業に対する提案やコーディネートの推進。

重点施策 6 地域における多様なふれあいの場の創出

【取組概要】

コミュニティの活性化や市民同士の支えあいの促進のために、子育て、シニアなどの各種サロン事業を実施・支援するとともに、町内会の地域イベントやコミュニティカフェで実施される地域交流促進の取組を支援しました。

【成果指標】 身近に交流・ふれあいのできる場があると感じている市民の割合

H21	H22	H23	H24	H25	H25 目標
27.8	-	-	-	31.8	33.3

＜資料＞札幌市市民自治推進室調

※参考：地域主体の子育てサロン等の運営状況

対象	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	計
子育て	21	23	24	14	13	23	13	23	20	21	195
シニア	22	21	37	31	28	48	12	36	74	16	325
障がい	0	0	1	0	0	0	0	0	2	2	5
重複	7	3	5	5	3	6	3	6	7	4	46
計	50	47	67	47	44	77	28	65	103	43	571

＜資料＞「札幌市地域サロン集いの場情報提供事業 実態調査」 保健福祉局調べ(22年度)

成果指標としている『身近に交流・ふれあいのできる場があると感じている市民の割合』はほぼ目標を達成しており、子育て世代や、シニアなどを対象に、市全域にわたって約 570 近くのサロンが地域主体で運営されています。これに加えて、新たな地域交流の場としてコミュニティカフェなども広がりつつある状況です。

市民一人ひとりの価値観やライフスタイルの多様化が進行し、今後も、地域の人間関係の希薄化や孤立化が懸念されています。そのため身近な地域に気軽に立ち寄れる「居場所」があり、集い、交流できる場を今後も増やしていくとともに、支援機能の充実を図っていく必要があります。

【第 1 期の評価】

○ 市全域にわたり主体的に運営。

～第 2 期に向けて踏まえるべき視点～

□ 「活動の場となる施設の機能強化(重点施策 3)」との連動性

重点施策 7 市民まちづくり活動を広げる寄附文化の醸成

【取組概要】

市民が市民の活動を支える「寄附文化」の醸成のために、市民や企業からの寄附を原資に市民まちづくり活動に助成を行う市民まちづくり活動促進基金（愛称「さぽーとほっと基金」）の運営と制度の普及・啓発を行いました。

また、平成 24 年 4 月から NPO 法人への寄附に対する税制優遇措置が拡充され、札幌市で事務を開始したことから、制度の運営と普及を進めてきました。

【成果指標】 さぽーとほっと基金への累計寄附金額（単位：千円）

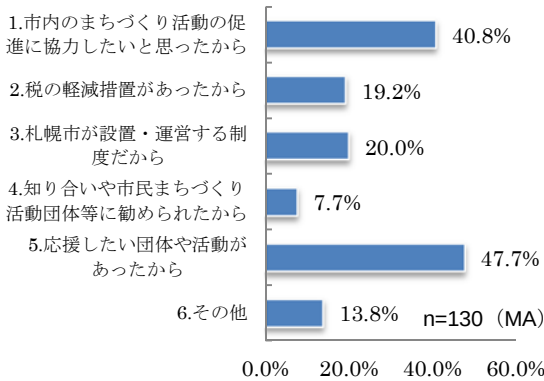
		H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	目標 (H20-25 累計)
累計寄附金額 (単位：千円)		35,546	82,007	146,541	234,326	394,817	150,000
参考	単年度寄附額 (単位：千円)	35,546	46,461	64,534	87,785	160,491	
	寄附件数 (単位：件)	147	165	138	225	258	
	助成額 (単位：千円)	23,090	20,409	45,750	64,965	70,664	
	助成件数 (単位：件)	25	61	109	114	128	

<資料>札幌市市民自治推進室調

成果指標としている「さぽーとほっと基金への累計寄附金額」については目標を大きく上回りました。この 4 年間で、寄附・助成ともに件数・金額は増加傾向にあり、寄附文化は一定程度市民に定着してきたといえます。

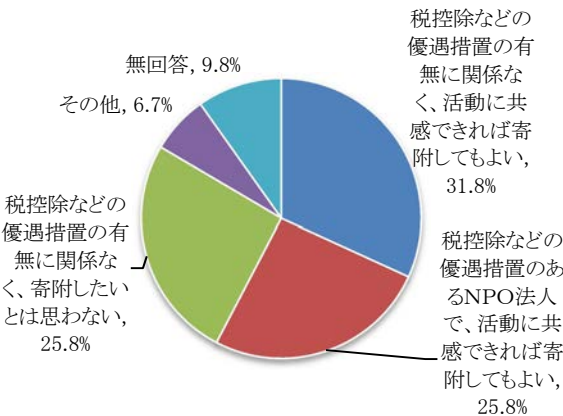
一方で、内訳的には大口寄附の割合が高い状況から、今後さらに、幅広い市民への広がりをつけていくことにより、制度の安定・継続性を担保し、市民活動団体が抱える課題でもある「活動資金の調達」を補完する制度として、より機能していくことが期待できます。

【表 11】 さぽーとほっと基金に寄附した理由



<資料>札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の見直しに係るアンケート調査(平成 25 年 7 月)

【表 12】 NPO 法人への寄附について



<資料>平成 25 年度第 1 回市民アンケート

さぽーとほっと基金寄附者に対するアンケートによると、寄附をした理由としては「応援したい団体や活動があったから」が最も多く（表 11）、寄附をする際に重要だと思うことについては「活動内容に共感できる」、「会計の透明性が担保されている」などが上位を占めています。また、60%弱の市民が、「活動に共感できれば寄附してもよい」と考えていることも明らかになりました（表 12）。

また、平成 24 年 4 月には税優遇措置がある認定 NPO 法人の要件が緩和されるとともに、自治体ごとに個人住民税の優遇を付与する NPO 法人を条例で指定できる制度が創設され、札幌市でもその運用を開始したところです。

これらのことから、各種制度の税優遇措置などのメリットをしっかりと市民に伝えるとともに、市民活動団体においては透明性の高い組織運営と、市民の理解と共感につながるような情報発信を進めることが重要です。また、活動の目的や将来展望に合わせて「さぽーとほっと基金」や、認定 NPO 法人などの各種制度を有効に活用し成長していくことができるよう、制度活用のための情報提供や相談支援を併せて進める必要があります。

また、重点施策 1 で触れたように、まちづくり活動への参加意欲がありながら実際の参加にながっていない人に対して、寄附もまちづくり参加の一手段であることを周知し、市民が市民のまちづくり活動を支える環境、寄附文化の醸成をより進めていくことが大切です。

【第 1 期の評価】

- 目標を大きく上回るさぽーとほっと基金への寄附。一定程度市民に定着。
- しかし、大口寄附割合が高く、より幅広い市民への広がりや、団体の課題である「資金調達」のための制度活用が必要。

～第 2 期に向けて踏まえるべき視点～

- 市民へのまちづくり参加の一手段としての寄附の普及。
（重点施策 1 との連動性）
- 市民活動団体の活動資金確保としての活用。
（重点施策 2 との連動性）

第4章 第2期基本計画の概要

第1 策定にあたって踏まえるべき事項

第2期基本計画の策定にあたっては、第3章で検討した第1期基本計画の実績のほかに、札幌市を取り巻く社会情勢の変化と、札幌市の施策の方向性を踏まえる必要があります。

今後の札幌市は人口減少と並行して超高齢化や高齢単身世帯の増加に直面すると予想され¹⁴、これに伴い、孤立化やまちづくりの担い手不足など、さまざまな地域課題が顕在化するものと見込まれます。

これらの課題に対応するために、札幌市では平成25年（2013年）に『札幌市まちづくり戦略ビジョン』を策定しました。

同ビジョンでは、目指すべき都市像として「北海道の未来を創造し、世界が憧れるまち」、「互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち」を設定しています。また、今後、戦略を持って取り組むべきテーマの一つとして「暮らし・コミュニティ」を位置付け、「地域でのつながりや支え合いによる共助の意識の醸成と、これらを補完する地域社会の仕組みづくり」、「誰もが社会に参加できる環境づくり」、「まちづくり活動の担い手の育成や活動主体同士の連携による地域資源の活用」などの施策を重点的に展開していくこととしています。

¹⁴ 『札幌市戦略ビジョン(ビジョン編)』（札幌市, 2013年）8頁～10頁

人口は平成27年（2015年）前後をピークに減少に転じ、高齢単身世帯数は平成27年に9万世帯以上（平成22年は約8万世帯）になると予想

第2 第2期基本計画の方向性

第3章第2で検討した重点施策1～7の評価等の中では、施策間の連動の必要性が明らかになった部分もあることから、これらを集約すると共に、策定にあたって踏まえるべき点を加味し、第2期基本計画の方向性を4項目にまとめました。

【第1期の評価等（第2期に向けて踏まえるべき視点）】

【重点施策1】多くの市民のまちづくり参加促進

- 生活スタイル、状況に応じた多様な参加機会の創出。特に参加意欲のある人を実際の活動に結び付ける方策
- 「まちづくり活動」や「参加」のイメージの共有化と、まちづくりの担い手であることを実感してもらえる方策

【重点施策2】市民まちづくり活動を支える人づくり

- 「学ぶ」、「参加する」機会をつなぐ方策(重点施策1との連動性)
- 資金調達に関連する各種既存制度の活用や団体運営全般の総合的支援
- 市民活動サポートセンターなどでのニーズをとらえた講座や相談機能の充実
- 複雑・多様化する地域課題を総合的にコーディネートし解決する専門人材の育成

【重点施策3】活動の場となる施設の機能強化

- まちづくりセンターの認知拡大と役割の浸透
- 地域にあるさまざまな「場」の資源の活用
- 「場」の整備・創出とあわせて、交流や地域のまちづくり参加につながる「内容」・「機能」を充実

【重点施策4】市民まちづくり活動の多様な連携を促進

- 異種団体連携の促進
- 複雑・多様化する地域課題を総合的にコーディネートし解決する専門人材の育成と支援

【重点施策5】企業による社会的課題解決型事業の促進

- 未着手企業に対する提案やコーディネートの推進

【重点施策6】地域における多様なふれあいの場の創出

- 「活動の場となる施設の機能強化(重点施策3)」との連動

【重点施策7】市民まちづくり活動を広げる寄附文化の醸成

- 市民へのまちづくり参加の一手段としての寄附の普及
- 市民活動団体の活動資金確保としての活用

札幌市まちづくり戦略ビジョン

目指すべき都市像

- 北海道の未来を創造し、世界が憧れるまち
- 互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち

社会情勢

- 超高齢化
- 孤立化
- 地域課題の多様化

戦略的に取り組むべきテーマ 暮らし・コミュニティ

- 共助意識の醸成と地域社会の仕組みづくり
- 誰もが社会に参加できる環境づくり
- まちづくり活動の担い手育成、主体同士の連携による地域資源の活用

【第2期基本計画の方向性】

1 より多くの市民のまちづくり活動への理解と参加の促進

●「自分ゴト化」の推進

「まちづくり」のイメージを、「他人のため」から「私たちの暮らし」のための活動へと転換

2 団体の運営基盤の強化と社会的課題の解決能力の向上

●課題解決を目指した人づくり

地域の課題の解決に取り組む人や団体への総合的支援

3 身近な地域における活動の場と交流機会の創出

●地域の交流を生み出す拠点整備

身近な地域に点在し、住民の交流を生み出す接点を整備・充実

4 多様な活動主体間の連携の促進

●有機的連携の創出

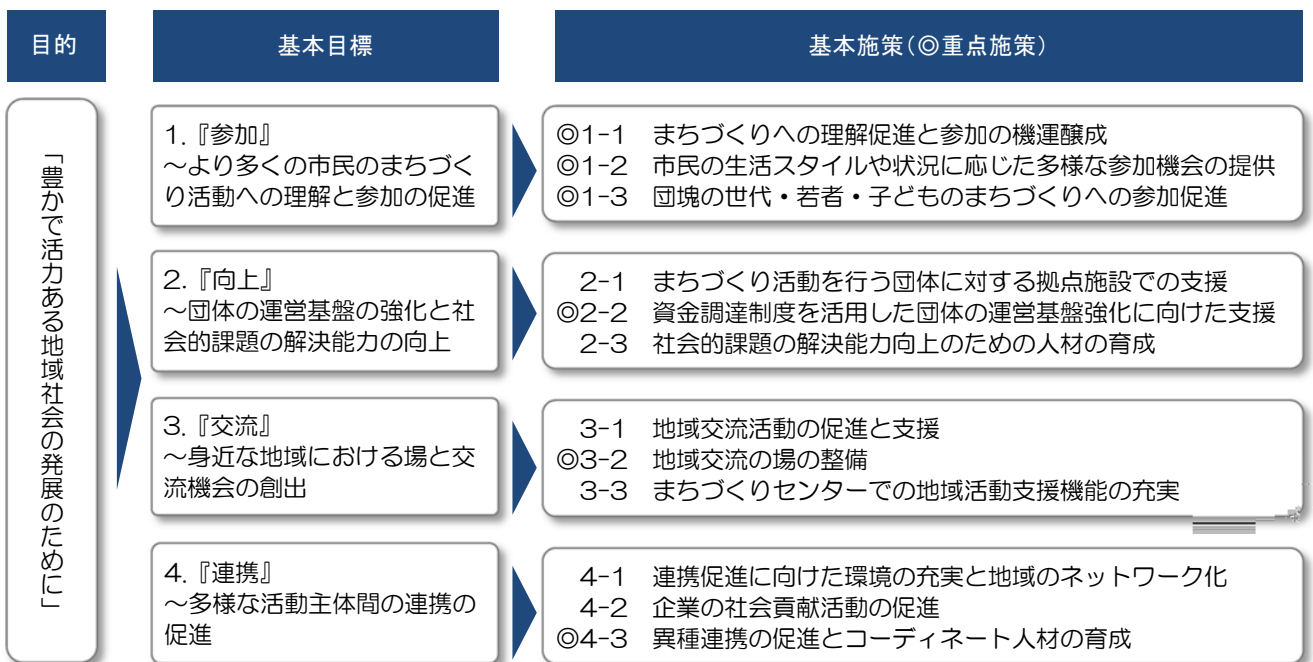
多様な団体・企業・人材がそれぞれの強みをかけ合わせ相乗効果をもたらす連携を推進

第3 第2期基本計画の構成

1 第2期基本計画の体系

この基本計画は1ページで述べたとおり、促進条例の目的実現に向け、同条例の規定に基づき策定されるものです。そのため、同条例の目的である「豊かで活力ある地域社会の発展のために」を基本計画の目的とします。

また、第2（23～24ページ）でまとめた4つの方向性を基本目標に位置付け、各基本目標の達成に必要な基本施策を体系化しました。



2 重点施策

4つの基本目標のうち、基本目標1「『参加』～より多くの市民のまちづくり活動への理解と参加の促進」については、他の3つの基本目標の前提となるべきものであり、各目標の達成をも左右する最優先事項です。また、これに係る3つの基本施策は、相互に補い合い、波及しあうものであるため、全ての基本施策を重点施策と位置付けました。

基本目標2「『向上』～団体の運営基盤の強化と社会的課題の解決能力の向上」、基本目標3「『交流』～身近な地域における活動の場と交流機会の創出」、基本目標4「『連携』～多様な活動主体間の連携の促進」については、目標の実現に大きく寄与する基本施策を重点施策としました。

3 成果指標と参考指標

施策の効果を測定し、効果的な取組を進めるため、成果指標を設定します。活動の内容や主体が多岐に渡る市民まちづくり活動を単一の指標で測定することは困難なため、関連する複数の指標を用います。

第5章 第2期基本計画の基本目標と基本施策

基本目標1 『参加』～より多くの市民のまちづくり活動への理解と参加の促進

より主体的・積極的なまちづくり活動への参加を促進するために、「まちづくり活動」や「参加」のイメージが市民間で共有され、まちづくりへの理解と参加の機運を醸成していくとともに、市民の誰もが担い手であることを実感してもらえるよう取組を進めます。

また、まちづくり活動への関心や意欲の程度、子ども・若者から高齢者世帯など市民のさまざまな生活スタイルや状況に応じた多様な参加の手法や機会を創出するとともに、適切な情報提供手段により、市民に十分に伝わるようにしていきます。

とりわけ、地域のまちづくりの中核的な担い手である町内会については、加入率の低下と高齢化の進行による活動の担い手不足を緩和するために、町内会活動の意義や役割を改めて浸透させながら加入や活動への参加を促す取組に注力していきます。

【成果指標】

把握事項	指標	H25	H30 目標
参加の実感	市民まちづくり活動に参加したことのある人の割合	41.8%	70.0%
町内会加入	町内会加入率	71.1%	74.0%
寄附による参加	さぼーとほっと基金への寄附件数	309 件	360 件
	さぼーとほっと基金への寄附金額（累計）	4 億 9000 万円 (H25 末累計見込)	7 億 4000 万円

【基本施策】

1-1 **重点施策** まちづくりへの理解促進と参加の機運醸成

「まちづくり活動」や「参加」のイメージがしっかりと市民に共有され、市民一人ひとりがまちづくりの担い手であることを実感できるように取組を進めます。

そのためには、まず、町内会やNPO、企業、商店街などさまざまな主体による取組を広く情報発信していきます。発信に際しては、まちづくり活動の意義や、誰もがまちづくりの担い手であることが伝わり、共感を得て行動を促す内容となるよう努めます。

このほかに、まちづくりへの理解促進と活動への参加の機運を醸成するために、地域の課題を考えるワークショップを通じた地域内の課題意識の共有や、まちづくり活動への参加を促す人材の育成に取り組みます。

【関連する事業：計画事業一覧表 1～11（40 ページ）】

- 町内会の意義や役割を伝えるテレビCM
- 「さぽーとほっと基金」への寄付を通じたまちづくり参加の呼びかけ など

1-2 **重点施策** 市民の生活スタイルや状況に応じた多様な参加機会の提供

年齢や仕事の有無、朝や昼休み時、夜、平日・土日祝日など、さまざまな市民の生活スタイルや状況に対応するために、多様な参加の手法、機会を提供していきます。

例えば、ボランティアや地域活動に関わる講座受講者に対しては、実際に行われている「まちづくり活動」や団体の情報を提供し、健康や時間などの事情で実際に活動を行うことが難しい方には、まちづくり活動への寄附を通じた間接的な参加方法を紹介するなど、参加機会・参加手法の情報提供に取り組みます。

これらの取組により、「知る・学ぶ」「参加する」「担う」など、市民の生活スタイルと意欲に応じて参加の場を提供できるようにするとともに、継続的な活動や参加につながるよう、まちづくり活動の意義や楽しさ、やりがいを実感できる方法も創出していきます。

また、こうした「まちづくり活動」の参加機会や手法を、受け取る市民の状況に応じて適切な方法で伝えるために、情報提供にあたっては、市民が手軽にまちづくり活動の情報を入手できるよう、電子媒体を含む適切な情報伝達方法に留意するとともに、まちづくり活動の担い手である団体が市民に参加を呼びかける際の情報発信への支援にも取り組みます。

【関連する事業：計画事業一覧表 12～28（41 ページ～42 ページ）】

- まちづくり活動への寄附つき商品等の販売・購入機会の創出
- まちづくり活動関係の講座参加者への活動機会の情報提供 など

1-3 **重点施策** 団塊の世代・若者・子どものまちづくりへの参加促進

町内会やNPOなどはいずれも担い手不足が課題となっており、人材の確保のための支援が必要です。そのため、これまでの知識や経験を活かし中核的な担い手としての活躍が期待される団塊の世代や、社会に出る前段階の大学生を中心とした若者の、まちづくり活動への参加促進に力を入れていきます。

併せて、中長期的な観点から、将来のまちづくりを担う人材の育成及び確保のため、地域の様々な人材の力も借りつつ、子どもに対しても、自分たちの声がかみ取られ楽しさややりがいを感じられるようまちづくりの参加・体験機会を設けていきます。

【関連する事業：計画事業一覧表 29～37（42 ページ）】

- 子どもまちセン1日所長（子どものまちづくり活動体験機会創出）
- 札幌シニア大学（高齢者を対象とした地域リーダー育成）の運営 など

基本目標 2 『向上』～団体の運営基盤の強化と社会的課題の解決能力の向上

安定的、継続的に課題解決に取り組むことができるまちづくり活動の育成のために、まちづくり活動を行う団体への相談支援や各種の支援情報提供を行うとともに、特に、団体運営の課題であるヒト(人材)、モノ・カネ(活動資金など)の確保と、これらと密接に関係する情報(ノウハウ)を総合的に支援する施策を進めます。

また、複雑・多様化する課題に対応するために、さまざまな団体や企業などをコーディネートし、解決に導くことのできる人材育成に取り組みます。

【成果指標】

把握事項	指標	H25	H30 目標
組織化	市民活動サポートセンター登録団体数	2, 141 団体 (H25. 12. 6 時点)	2, 500 団体
	認証 NPO 法人数	875 団体 (H25. 12. 1 時点)	1, 100 団体
資金調達力	さぼーとほっと基金団体指定寄附件数	97 団体 (H25. 12. 6 時点)	150 団体
運営基盤	認定 NPO 法人・仮認定 NPO 法人・条例個別指定 NPO 法人数	10 団体	30 団体

【基本施策】

2-1 まちづくり活動を行う団体に対する拠点施設での支援

まちづくり活動を行う団体へ活動の場を提供するために、市内中心部の市民活動サポートセンターと市民活動プラザ星園で、打合せ場所や団体専有スペースの貸出を行います。また、まちづくり活動への総合的な支援を行うために、利便性のよい市民活動サポートセンターで、引き続き事業運営に関する相談や、ニーズをとらえた情報提供などを行うとともに、まちづくり活動団体の共通課題である、ヒト(人材)、モノ・カネ(活動資金など)の確保につながる研修や情報提供に取り組んでいきます。

一方、地域の実情に沿った支援を行うために、市内 87 カ所にあるまちづくりセンターでは、引き続き、町内会などへの情報提供や相談への対応に取り組んでいきます。

また、特に運営を担う人材の確保のためには、基本目標 1 で触れた多様な市民の状況を踏まえた「知る・学ぶ」、「参加する」などの段階的な機会提供で「担う」につなげていくほか、期間や役割を限定するなどしたボランティアや、専門的な知識・技能をもったプロボノ¹⁵の取組を社会貢献に関心のある企業などに協力依頼することも検討していきます。

¹⁵ 仕事上の技能や知識を活かして活動を行うボランティア。現在は士業やデザイナーなど高い専門性の職業を持った方の活躍が知られつつあるが、営業や事務などより広範なビジネス能力を持った方々も市民まちづくり活動の活性化の力になると考えられる。

【関連する事業：計画事業一覧表 38～42（43 ページ）】

- まちづくりセンターにおける町内会の運営に関する相談や事業実施の支援
- 市民活動サポートセンターにおける団体運営等への相談や助成金情報の提供 など

2-2 重点施策 資金調達制度を活用した団体の運営基盤強化に向けた支援

活動資金の確保による団体の運営基盤の強化のために、基本目標 1 で触れた、市民の寄附を通じたまちづくりへの参加を進めるとともに、団体において透明性の高い運営を行い、また、その活動に市民の理解と共感を得ることができるよう情報発信能力等を高めていくための支援に取り組みます。

併せて、町内会や任意団体なども含め、広く地域に密着した活動を行う団体を対象とするさぼ一とほっと基金や、認定 NPO 法人制度などの各種制度を使いこなして、様々な団体が活動資金の調達や運営基盤の強化を進めることができるよう、情報提供や相談対応などの制度活用支援も行っていきます。

【関連する事業：計画事業一覧表 43～45（43 ページ）】

- 市民活動サポートセンターにおける会計等の実務講座
- さぼ一とほっと基金の活用事例の紹介や、認定制度・条例個別指定制度の活用を目指す団体のためのセミナー など

2-3 社会的課題の解決能力向上のための人材の育成

市民まちづくり活動団体の課題解決能力の向上のために、複雑・多様化する課題の解決を目指してまちづくり活動を行う団体や、団体同士が連携することで課題解決能力を高める取り組みを引き続き支援していきます。これに加え、事業活動を通じて社会課題の解決に取り組むコミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの起業家支援や、地域の関係する人やさまざまな団体・企業などをコーディネートしながら地域課題の解決を導く人材の育成に取り組みます。

【関連する事業：計画事業一覧表 46～56（44 ページ）】

- 生涯学習センター、ボランティア活動センター及び地域の拠点施設における各種講座
- ソーシャルビジネス起業人材、コーディネーター人材の育成 など

基本目標 3 『交流』～身近な地域における場と交流機会の創出

各地域の特性や実情に応じて、人と人の関わりやつながりをつくる活動を促進するために、引き続き、地域交流活動の促進支援と、地域にあるさまざまな「場」の資源活用支援、そしてこれらの支援拠点となるまちづくりセンターのさらなる機能強化と活用を図っていきます。

【成果指標】

把握事項	指標	H25	H30 目標
交流の実感	身近に交流の機会があると感じている人の割合	31.8%	40.0%
場の整備	整備・創出された地域活動の場の数（累計）	20 件	100 件 (H26-30 計)
まちセンの活用	まちづくりセンターを核とした地域の活動数（累計）	913	1,060

【基本施策】

3-1 地域交流活動の促進

地域の人間関係の希薄化や孤立化が今後も懸念されるため、子育てやシニアなどを対象とした交流や、地域の世代間の交流を進める事業など、地域が主体となった取組への支援を引き続き進めていきます。

【関連する事業：計画事業一覧表 57～60（45 ページ）】

- 各種サロンや地域での交流事業の支援
- コミュニティカフェ等の場を活用した交流促進活動への支援 など

3-2 重点施策 地域交流の場の整備

子どもから高齢者まで幅広い地域住民が交流するためには、歩いて行ける範囲内に様々な交流拠点や活動拠点が立地し、それぞれの利用者が行き来できることも大切です。

このため、地域の身近な交流や活動の拠点の充実を目的に、空き家や空き地、老朽化した市民集会施設などを活用しながら、地域の活動の場を市民が企画し整備する場合の支援を引き続き実施していきます。

また、多世代が集う交流の場となるように、学校施設と児童会館やまちづくりセンターなどの複合化に向けた取組を進めるとともに、徒歩生活圏内における施設や行政機能の配置のあり方（「地域コミュニティエリア」）についても検討していきます。

このほか、地域で活動する団体の中には、コミュニティカフェなどの飲食店や企業の理解・協力を得て場の提供を受けている例もあり、こうした「場」の資源を有効に活用するため、このような「場」の情報を収集し発信していきます。

さらにこうした「場」は、スペースとしての提供のみならず、まちづくり活動への参加のきっかけとなるような役割が期待されるため、住民が気軽に集い・交流し、そして地域のまちづくり活動への参加に結びつけることができるように、交流活動の活性化支援に取り組みます。

【関連する事業：計画事業一覧表 61～69（45 ページ）】

- 地域活動の場整備支援事業（市民の企画提案による地域拠点整備）
- 二条小学校の複合化（まちづくりセンター・児童会館の併設） など

3-3 まちづくりセンターでの地域活動支援機能の充実

今後、地域課題が複雑・多様化する中で、地域住民が交流を深めながら地域の課題を共有し、意見を交わしながら将来像を描き、助け合いながらまちづくりを進めていくことのできる関係を構築することが重要になってきます。

そこで、まちづくりセンターでは、身近な地域活動の支援拠点として地域の多様な担い手の交流を進めるとともに、様々な活動の取組事例や地域課題の把握、分析のための情報提供機能を強化し、住民によるまちづくり活動のビジョン作りなど、地域が主体となった課題解決の取組への支援機能を充実します。

また、8カ所が地域の自主運営に移行し、主体的な取組がなされていますが、自主運営まちづくりセンターに対しては円滑な運営と、地域の独自性のより一層の発揮のために、情報提供や研修、専門家による派遣相談など側面的な支援の充実を図っていきます。

【関連する事業：計画事業一覧表 70～75（46 ページ）】

- 「まちづくりのレシピ」整備（取組事例の共有）
- 「戦略的地域カルテ・マップ」の整備活用（地域課題の情報提供） など

基本目標 4 『連携』～多様な活動主体間の連携の促進

地域においては町内会や企業・商店街、NPO、学校、PTA、子ども会、消防団、福祉のまち推進センターなど、様々な団体や組織があり、地域社会の一員としての役割を担っています。

複雑・多様化する地域課題に対して、これらの団体等が連携し、それぞれの強みを活かしながら解決していくことできるような環境づくりを進めるため、まず、様々な主体同士が連携するきっかけとなるような機会の創出や連携して行う事業への支援を行います。さらに、さまざまな団体が参加したまちづくり協議会をはじめ、恒常的な地域ネットワークの組織化、活性化を進めます。

また、企業が持つ施設や人材などを、より一層まちづくりに活かすため、社会貢献活動に関心・意欲がある企業に、気軽に取り組めるメニューの提案や、町内会やNPOが既に行うまちづくり活動への参加などを提案していく必要があります。

さらに、複雑・多様化する課題の解決に向けて、異種団体同士の連携を進めるため、これをコーディネートできる専門的な人材育成（コミュニティ・デザイナー等）を進めます。

【成果指標】

把握事項	指標	H25	H30 目標
団体の連携	連携している市民まちづくり活動団体の割合	59.6%	70.0%
企業との連携	市と協定を締結している企業の数	341 件	400 件
異種団体の連携	異種団体と連携している市民まちづくり活動団体の割合	33.1%	40.0%

【基本施策】

4-1 連携促進に向けた環境の充実と地域のネットワーク化

地域の様々な活動主体が連携していくためには、まず、まちづくり活動を行うさまざまな団体がどのような活動を行っているのかを知ることが必要です。そのため、まちづくり活動に取り組む各種団体の活動内容の共有化を進め、団体同士が知り合えるきっかけとなる交流機会を広げていきます。あわせて、具体的な連携事例とその成果などの情報発信にも取り組みます。

また、さまざまな団体が必要なときに速やかに集まり、そして話し合い、課題解決に向け具体的行動に移すことができるよう、まちづくり協議会をはじめ、恒常的な地域ネットワークの組織化、活性化を進めます。

【関連する事業：計画事業一覧表 76～82（47 ページ）】

- 地域カルテ・マップを活用した地域でのワークショップ
- 区民協議会・まちづくり協議会等に対する運営や事業実施の支援 など

4-2 企業の社会貢献活動の促進

多くの企業が社会貢献活動への意欲を持っていることから、これを地域的な機運として盛り上げるため、これまで取り組まれている事例を共有化できるよう情報発信していきます。

また、意欲がありながらも未着手の企業を支援するために、気軽に取り組める社会貢献機会や場の創出、町内会・NPOが既に行っているまちづくり活動への参加の提案などコーディネートをしていきます。

【関連する事業：計画事業一覧表 83～85（47 ページ）】

- さっぽろまちづくりパートナー協定の推進
- 企業の社会貢献活動機会の創出（「買って食べてSAPPORO」） など

4-3 重点施策 異種連携の促進とコーディネート人材の育成

複雑・多様化する地域課題に対して、町内会と企業、NPOが連携するなど、まちづくり活動を行う異種団体が連携することで、互いの強みを持ち寄り、相乗効果を発揮し解決することが今後さらに重要になってきます。

例えば、高齢者等と関わる機会のある業務を行う団体が、地域と見守り活動で連携するなど、様々な課題に対する取組が考えられます。

このように相乗効果を発揮する有機的な連携を創出するため、地域等での異種団体同士が連携した事業に対する支援を行うとともに、様々な地域の課題を、地域にある団体や人材、資源をコーディネートしながら解決に導くことのできる人材の育成に取り組みます。

【関連する事業：計画事業一覧表 86～92（48 ページ）】

- NPOによる地域ネットワーク事業（NPOと地域のマッチング）
- 地域の連携を構築しつつ課題の解決を導くコーディネーター人材の育成 など

第6章 計画の推進にあたって

第1 進捗管理

1 成果指標と事業実施状況の確認

4つの基本目標ごとに設定した成果指標の情報を適宜収集して取りまとめるとともに、基本計画に位置付けた事業の所管部局等を実施状況を照会し、基本計画の進捗を把握することとします。

このほかに、施策の効果的な推進のために必要な事項については随時情報収集に努めます。

2 市民まちづくり活動促進テーブルの活用

1で把握した成果指標及び計画事業の実施状況については、PDCAサイクルの一環として、毎年度、附属機関である市民まちづくり活動促進テーブルに報告し、実施方法や効果的な進め方について意見を聞き、事業の改善に役立てます。

3 計画の見直し

この基本計画の計画期間は平成26年度から5年間を想定していますが、急激な社会状況等の変化により、市民まちづくり活動促進テーブルの意見を聞きながら、必要に応じて見直しをできることとします。

第2 推進体制

1 庁内連携による事業推進

これまで、地域のまちづくり活動の中核的役割を担ってきた町内会などの地域団体に対しては、区役所・まちづくりセンターが中心となって密接な関係を築いてきました。

一方、新たな担い手であるNPO、企業による活動については、環境や保健福祉、子どもなど、それぞれの専門的な活動分野に応じ、当該分野を所管する部局が関連する場合も少なくなく、地域の多様な担い手が連携した取組などへの対応に際しては、これら所管部局の情報共有と連携が重要となってきます。

また、社会情勢の変化に伴い地域課題が複雑・多様化する中で、市民の自発的なまちづくり活動だけでは解決できない課題や、行政の既存の支援制度や事業では対応が困難な課題、さらには部局複合的な課題なども顕在化してきています。

このため、基本計画の推進にあたっては、地域が抱える課題等を速やかに関係部局間で共有し、必要となる対応策について協議・検討できるよう、部局横断的な対応体制の整備などについても検討を進めます。

2 関係機関等との連携

北海道全域のNPO法人の認証・認定事務及び市民活動に対する支援を行う北海道庁や、まちづくり活動団体に対する支援を行う公益的団体、中間支援組織、教育機関、企業や経営者の団体などとも適切な役割分担と協力関係の構築を進めていきます。

付属資料

◆ 市民まちづくり活動促進基本計画（第2期） 計画事業一覧表

基本 目標	基本 施策						
		No.	施策/事業名	部局	再 掲	事業概要	新規 レベ 既存
基本目標 1 『参加』 ～より多くの市民のまちづくり活動への理解と参加の促進							
◎ 1－1 まちづくりへの理解促進と参加の機運醸成							
		1	まちづくり戦略ビジョン推進事業	政) 政策企画部		まちづくりの新たな指針である「まちづくり戦略ビジョン」を官民一体となって推進するため、市民向けの普及啓発等を実施します。	新規
		2	町内会活動総合支援事業	市) 市民自治推進室		町内会加入率の向上を図るため、町内会活動の意義や重要性のPR、地域の活動に関する情報発信、不動産関連団体との連携事業を実施します。	既存
		3	市民参加メールマガジンの発行	市) 市民自治推進室		市民参加の促進を目的として、「市政に参加する」「まちづくり活動に参加する」という二つの参加機会の情報を月1～2回配信します。	既存
		4	社会課題解決人材の育成（市民まちづくり活動促進総合事業）	市) 市民自治推進室		地域の多様な活動主体による地域課題の解決を促進するため、課題を共有し、共感を得ながら地域住民の知恵と参加や支援を引き出し、ネットワークを構築しながら社会課題の解決に取り組むコーディネーター人材を育成するワークショップなどを実施します。	新規
		5	さっぽろまちづくりパートナー協定（さっぽろまちづくりパートナー企業PR事業）	市) 市民自治推進室		企業によるまちづくり活動（地域・社会貢献）を普及促進するため、企業と札幌市が協力して包括的にまちづくりに取り組むことを定める「さっぽろまちづくりパートナー協定」締結企業の活動を広く市民に紹介し、企業の関心と意欲を喚起するとともに、パートナー企業の拡大に向けた取組を行います。併せて、協定締結企業の一部店舗に設置したパンフレットコーナーをまちづくり活動団体の周知・活動PRに活用し、まちづくり活動への理解を促進します。	既存
		6	さぼーとほっと基金（市民まちづくり活動促進総合事業）	市) 市民自治推進室		市民や企業からの寄附を、町内会やボランティア団体、NPO等が行うまちづくり活動に助成することで、寄附を通じたまちづくりの機会を創出するとともに、財政面のみならず、物的・人的に市民が市民の活動を支える機運を醸成します。	既存
		7	市民活動サポートセンターを拠点としたイベントや各種の情報発信（市民活動サポートセンター運営管理）	市) 市民自治推進室		市民活動団体の活動の広報や理解促進を目的として、市民活動ポータルサイトの運営やメールマガジンの発行により、市民まちづくり活動に関する情報発信を行うとともに、NPO活動に対する理解を促進する講座の開催や、札幌駅北口エルプラザや札幌駅前通地下歩行空間で、市民活動を紹介するイベントを実施します。	既存
		8	子どもサポーター養成講座（子どもの権利の推進事業）	子) 子ども育成部		子どもの権利条例に基づき、地域のまちづくりなどへの「子どもの参加」を促進するため、子どもの活動をサポートする大人（子どもサポーター）を対象として、具体的な子どもの参加の事例について学ぶとともに、グループワークを通し、子どもの主体性を引き出すコミュニケーションなど実践的な技能の習得を目指す講座を開催します。	既存
		9	商店街地域連携促進事業	経) 産業振興部		商店街の新たな役割や可能性の発見と地域課題解決のアイデアを創出する「場」を構築することを目的に、地域コミュニティの担い手である商店街の、多様な地域団体等と連携した地域課題の解決に向けた取組みの企画・実施に対し、支援を行います。	レベ
		10	ボランティア活動等の体験的な学習の充実	教) 学校教育部		子どもの豊かな人間性や社会性を育むため、発達の段階に応じた多様な人々との触れ合いやボランティア活動の体験活動について、各園、学校の特色ある取組の事例をまとめ、普及啓発を図ることにより、各園・学校における体験活動の充実を図ります。	新規
		11	学校を支援するボランティア活動の推進	教) 学校教育部		学校を支援するボランティア活動の促進を図るため、学校の教育活動に必要な支援の情報を地域、企業、大学等に積極的に発信します。	新規

◆ 市民まちづくり活動促進基本計画（第2期） 計画事業一覧表

基本 目標	基本 施策						新規 レベ 既存
		No.	施策/事業名	部局	再 掲	事業概要	
基本目標 1 『参加』 ～より多くの市民のまちづくり活動への理解と参加の促進							
◎ 1－2 市民の生活スタイルや状況に応じた多様な参加機会の提供							
		12	次世代の活動の担い手発掘育成事業	市) 市民自治推進室		これまで小学生を対象に行ってきた地域活動の啓発を、中高生、団塊世代、子育て中の方や若年層などに対象を拡大し、地域のまちづくり活動への参加を促進します。	レベ
		13	市民参加メールマガジンの発行	市) 市民自治推進室	再	市民参加の促進を目的として、「市政に参加する」「まちづくり活動に参加する」という二つの参加機会の情報を月1～2回配信します。	既存
		14	さぼーとほっと基金（市民まちづくり活動促進総合事業）	市) 市民自治推進室	再	市民や企業からの寄附を、町内会やボランティア団体、NPO等が行うまちづくり活動に助成することで、寄附を通じたまちづくりの機会を創出すると共に、財政面のみならず、物的・人的に市民が市民の活動を支える機運を醸成します。	既存
		15	市民活動サポートセンターを拠点とした相談や各種の情報発信（市民活動サポートセンター運営管理）	市) 市民自治推進室	再	多様な市民参加の促進を目的として、市民活動サポートセンターへの相談員の設置、市民まちづくり活動に取り組みたい市民からの相談対応を実施します。併せて、市民活動ポータルサイトの運営やメールマガジンの発行により、市民まちづくり活動に関する情報発信を行うとともに、NPO活動に対する理解を促進する講座の開催や、札幌駅北口エルプラザや札幌駅前通地下歩行空間で、市民活動を紹介するイベントを実施します。また、ボランティア活動に意欲のある市民とボランティア活動を必要とする団体を結び付けるマッチングサイト「ハローNPO札幌」を運営します。	既存
		16	企業による市民活動促進事業	市) 市民自治推進室		企業によるまちづくり活動の促進と、企業のノウハウや資源を活用したまちづくり活動の活性化のために、企業を対象としたまちづくり活動への参加機会の提供や、CSR（企業の社会的責任）活動に未着手の企業に対する活動方法の提案を行います。 また、企業への参加機会の提供としては、市民の気軽なまちづくり参加機会の創出も兼ねて、さぼーとほっと基金への寄附付商品販売キャンペーンである「買って食べてSAPPOROスマイルプロジェクト」を実施します。	レベ
		17	社会課題解決人材の育成（市民まちづくり活動促進総合事業）	市) 市民自治推進室	再	地域の多様な活動主体による地域課題の解決を促進するため、課題を共有し、共感を得ながら地域住民の知恵と参加や支援を引き出し、ネットワークを構築しながら社会課題の解決に取り組むコーディネーター人材を育成するワークショップなどを実施します。	新規
		18	福祉のまち推進センター事業	保) 総務部		幅広い市民の福祉活動への参加により、だれもが安心して暮らせる地域社会をつくるため、概ね連合町内会を単位として市内89か所に設置されている「地区福祉のまち推進センター」において、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、子育て家庭などに対して、日々の安否確認や日常的な手助けなど地域ぐるみで行う援助活動を推進します。	既存
		19	ボランティア振興事業	保) 総務部		地域福祉に関する各種研修の実施や調査、情報提供及びボランティアに関する相談、ボランティアに関する需給調整を一体的に行うため、札幌市社会福祉協議会が設置する「札幌市ボランティア活動センター」の運営を支援します。	既存
		20	札幌シニア大学運営事業	保) 高齢保健福祉部		地域活動リーダーの育成を目的とし、高齢者の社会活動を促進し、生きがいの向上を図るため、系統的な学習の機会を提供します。	既存
		21	認知症サポーター等育成事業	保) 高齢保健福祉部		認知症に対する正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を地域で見守り、支える市民（認知症サポーター）を増やすため、認知症サポーター養成講座を行うとともに、講師役を担うキャラバン・メイトを育成します。	既存
		22	地域ぬくもりサポート事業	保) 障がい保健福祉部		障がいのある人に対する理解促進を図り、自立生活を地域全体で支えていくため、地域住民による有償ボランティア活動を推進するしくみを整備します。	レベ
		23	介護サポートポイント事業	保) 高齢保健福祉部		介護サポーターとして登録した要介護認定を受けていない第1号被保険者（65才以上）が、市内の介護保険関連施設などでのボランティア活動を通じて、介護予防のための取り組みや介護保険制度への理解を深めるとともに、その活動に対しポイントを付与します。	既存

◆ 市民まちづくり活動促進基本計画（第2期） 計画事業一覧表

基本 目標	基本 施策	No.	施策/事業名	部局	再 掲	事業概要	新規 レベ 既存
		基本目標 1 『参加』 ～より多くの市民のまちづくり活動への理解と参加の促進					
◎ 1－2 市民の生活スタイルや状況に応じた多様な参加機会の提供							
	24	サッポロサタデースクール事業の実施	教) 生涯学習部			地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用したプログラムを土曜日や学校の長期休業中に学校施設等を活用して実施することを通じて、地域の教育力の向上を図るとともに、地域と学校の連携の仕組みを整えます。	新規
	25	生涯学習センターを拠点としたさっぽろ市民カレッジの実施	教) 生涯学習部			まちづくりを担う人材などを育成するため、生涯学習センター等で実施される「さっぽろ市民カレッジ」をはじめとする各種事業を実施します。	既存
	26	地域における生涯学習活動を支援する人材登録制度の構築	教) 生涯学習部			多様な市民の参加を促進するため、生涯学習センターで学んだ人材や、様々な分野のボランティア情報を集約し、学校等の身近な場で、地域における生涯学習活動を支援する人材としての活用を検討します。また、生涯学習センターなどで研修を実施し、新たな人材の育成や、既に活用している人々の資質向上に努めます。	既存
	27	登下校時の見守り活動等の推進	教) 生涯学習部			地域の子どもの見守り活動を推進し、子どもの安全確保を図るため、市立幼稚園・小学校・特別支援学校を対象に、登下校時の見守り活動、危険個所の巡視などを行うボランティアをスクールガードとして登録し、活動を行います。	既存
	28	学校を支援するボランティア活動の推進	教) 学校教育部	再		学校を支援するボランティア活動の促進を図るため、学校の教育活動に必要な支援の情報を地域、企業、大学等に積極的に発信します。	新規
◎ 1－3 団塊の世代・若者・子どものまちづくりへの参加促進							
	29	次世代の活動の担い手発掘育成事業	市) 市民自治推進室	再		これまで小学生を対象に行ってきた地域活動の啓発を、中高生、団塊世代、子育て中の方や若年層などに対象を拡大し、地域のまちづくり活動への参加を促進します。	レベ
	30	元気なまちづくり支援事業（子どもまちづくり手引書、学生サークル派遣）	市) 市民自治推進室			児童のまちづくり活動への意識醸成を促すため、子どもまちづくり手引書を、市内小学校に配布します。また、学生のまちづくり参加と、身近な地域のまちづくりを進めるため、地域の交流イベントなどに学生サークルを派遣し、地域と学生がふれあう機会を提供し、地域のまちづくり活動の活性化を図ります。	既存
	31	市民活動サポートセンター運営管理	市) 市民自治推進室			子どもや若者のまちづくり活動への参加を促進するため、子どもおよび若者を対象として、市民活動団体の運営や事業等への参加、体験の機会を提供し、社会参画することの有益性を伝える取組を進めます。	既存
	32	札幌シニア大学運営事業	保) 高齢保健福祉部	再		地域活動リーダーの育成を目的とし、高齢者の社会活動を促進し、生きがいの向上を図るため、系統的な学習の機会を提供します。	既存
	33	介護サポートポイント事業	保) 高齢保健福祉部	再		介護サポーターとして登録した要介護認定を受けていない第1号被保険者（65才以上）が、市内の介護保険関連施設などでのボランティア活動を通じて、介護予防のための取り組みや介護保険制度への理解を深めるとともに、その活動に対しポイントを付与します。	既存
	34	子どもサポーター養成講座（子どもの権利の推進事業）	子) 子ども育成部	再		子どもの権利条例に基づき、地域のまちづくりなどへの「子どもの参加」を促進するため、子どもの活動をサポートする大人（子どもサポーター）を対象として、具体的な子どもの参加の事例について学ぶとともに、グループワークを通し、子どもの主体性を引き出すコミュニケーションなど実践的な技能の習得を目指す講座を開催します。	既存
	35	サッポロサタデースクール事業の実施	教) 生涯学習部	再		地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用したプログラムを土曜日や学校の長期休業中に学校施設等を活用して実施することを通じて、地域の教育力の向上を図るとともに、地域と学校の連携の仕組みを整えます。	新規
	36	ボランティア活動等の体験的な学習の充実	教) 学校教育部			子どもの豊かな人間性や社会性を育むため、発達の段階に応じた多様な人々との触れ合いやボランティア活動の体験活動について、各園、学校の特色ある取組の事例をまとめ、普及啓発を図ることにより、各園・学校における体験活動の充実を図ります。	新規
	37	学生ボランティアの活用	教) 学校教育部			きめ細やかな指導の充実を図るため、連携する大学に対する働きかけなどにより、学生ボランティアを希望している学校に対し、より多くのボランティアを派遣し、子ども一人一人の資質・能力等に応じた支援を行います。	既存

◆ 市民まちづくり活動促進基本計画（第2期） 計画事業一覧表

基本目標	基本施策						
		No.	施策/事業名	部局	再掲	事業概要	新規 レベ 既存
基本目標 2 『向上』 ～団体の運営基盤の強化と社会的課題の解決能力の向上							
2－1 まちづくり活動を行う団体に対する拠点施設での支援							
	38	まちづくりセンター 地域自主運営化推進 事業	市) 市民 自治推進 室		市が設置しているまちづくりセンターの運営を地域団体に委託することによって、地域の創意工夫を活かした運営を実現し、地域のまちづくりの拠点としての機能を高めます。また、自主運営を行う地域団体が自ら定めたまちづくりの目標である「地域活動ビジョン」を実現するため、「地域交付金」を交付します。	既存	
	39	元気なまちづくり支 援事業（まちづくり センター協働枠）	市) 市民 自治推進 室	再	区や地域の特性を活かした元気で魅力あふれる地域づくりを進めるため、さまざまな事業を通じて市民の主体的なまちづくり活動を支援する「元気なまちづくり支援事業」において、「まちづくりセンター協働枠」を設け、まちづくりセンターの所管地域単位で行われる活動に対して、まちづくりセンターが活動を支援するとともに、地域の特性や個性を生かした事業を実施します。	既存	
	40	市民活動サポートセ ンター運営管理	市) 市民 自治推進 室	再	団体活動を支援するため、ボランティアやNPOなどによる様々な市民活動を、総合的に支援するための拠点施設として平成15年度に設置された「市民活動サポートセンター」において、市民活動に伴う様々な相談業務、情報提供、貸事務ブースや打合せスペースの提供などを行います。	既存	
	41	生涯学習センターを 拠点としたさっぽろ 市民カレッジの実施	教) 生涯 学習部	再	まちづくりを担う人材などを育成するため、生涯学習センター等で実施される「さっぽろ市民カレッジ」をはじめとする各種事業を実施します。	既存	
	42	地域における生涯学 習活動を支援する人 材登録制度の構築	教) 生涯 学習部	再	多様な市民の参加を促進するため、生涯学習センターで学んだ人材や、様々な分野のボランティア情報を集約し、学校等の身近な場で、地域における生涯学習活動を支援する人材としての活用を検討します。また、生涯学習センターなどで研修を実施し、新たな人材の育成や、既に活用している人々の資質向上に努めます。	既存	
◎ 2－2 資金調達制度を活用した団体の運営基盤強化に向けた支援							
	43	認定・仮認定・条例 個別指定制度促進事 業	市) 市民 自治推進 室		NPO法人の寄附に対する税優遇制度である国の認定（仮認定）制度や地方自治体による条例個別指定制度の普及及び活用促進のため、セミナー等を開催し、市民からの寄附を促進するとともに、NPO法人の財政基盤の強化を図ります。	既存	
	44	さぼ一とほつと基金	市) 市民 自治推進 室	再	市民・事業者からの寄附金を原資として、市民まちづくり活動団体の活動へ助成を行うことで、活動団体の運営基盤の強化と寄附文化の醸成を図ります。	既存	
	45	市民活動サポートセ ンター運営管理	市) 市民 自治推進 室	再	団体の運営基盤の強化を目的として、市民活動を総合的に支援するための拠点施設である「市民活動サポートセンター」において、各種会計、資金調達など実務能力向上につながる研修機会を提供します。	既存	

◆ 市民まちづくり活動促進基本計画（第2期） 計画事業一覧表

基本 目標	基本 施策						
		No.	施策/事業名	部局	再 掲	事業概要	新規 レベ 既存
基本目標 2 『向上』 ～団体の運営基盤の強化と社会的課題の解決能力の向上							
2－3 社会的課題の解決能力向上のための人材の育成							
	46	次世代の活動の担い手発掘育成事業	市) 市民自治推進室	再	これまで小学生を対象に行ってきた地域活動の啓発を、中高生、団塊世代、子育て中の方や若年層などに対象を拡大し、地域のまちづくり活動への参加を促進します。	レベ	
	47	「（仮称）まちづくりのレシピ」整備事業	市) 市民自治推進室		地域課題の解決や施策立案に活用するため、各地区で実施している取組・課題解決事例や、各区・局で行っている支援事業を集約し、「まちづくりのレシピ」として全庁に提供します。	新規	
	48	社会課題解決人材の育成（市民まちづくり活動促進総合事業）	市) 市民自治推進室	再	地域の多様な活動主体による地域課題の解決を促進するため、課題を共有し、共感を得ながら地域住民の知恵と参加や支援を引き出し、ネットワークを構築しながら社会課題の解決に取り組むコーディネーター人材を育成するワークショップなどを実施します。	新規	
	49	人材ネットワークの形成（市民まちづくり活動促進総合事業）	市) 市民自治推進室		市民まちづくり活動団体の自立的で持続可能な活動の高度化に寄与する人材ネットワークを構築します。	既存	
	50	認知症サポーター等育成事業	保) 高齢保健福祉部	再	認知症に対する正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を地域で見守り、支える市民（認知症サポーター）を増やすため、認知症サポーター養成講座を行うとともに、講師役を担うキャラバン・メイトを育成します。	既存	
	51	札幌シニア大学運営事業	保) 高齢保健福祉部	再	地域活動リーダーの育成を目的とし、高齢者の社会活動を促進し、生きがいの向上を図るため、系統的な学習の機会を提供します。	既存	
	52	ボランティア振興事業	保) 総務部	再	地域福祉に関する各種研修の実施や調査、情報提供及びボランティアに関する相談、ボランティアに関する需給調整を一体的に行うため、札幌市社会福祉協議会が設置する「札幌市ボランティア活動センター」の運営を支援します。	既存	
	53	ひきこもりやニートなど困難を有する若者の社会的自立促進事業	子) 子ども育成部		ひきこもりやニートなど困難を有する若者の社会的自立を効果的に支援するため、若者への就労先の紹介、ハローワークへの同行などの伴走型支援を実施する若者サポートボランティアを募集・育成します。	レベ	
	54	子どもサポーター養成講座（子どもの権利の推進事業）	子) 子ども育成部	再	子どもの権利条例に基づき、地域のまちづくりなどへの「子どもの参加」を促進するため、子どもの活動をサポートする大人（子どもサポーター）を対象として、具体的な子どもの参加の事例について学ぶとともに、グループワークを通し、子どもの主体性を引き出すコミュニケーションなど実践的な技能の習得を目指す講座を開催します。	既存	
	55	ソーシャルビジネス育成事業	経) 産業振興部		ソーシャルビジネスのけん引役となる事業者の育成を目的として、将来有望な事業者や起業予定者に対して、「経営」「広報」「人脈形成」等の支援を行います。	既存	
	56	生涯学習センターを拠点としたさっぽろ市民カレッジの実施	教) 生涯学習部	再	まちづくりを担う人材などを育成するため、生涯学習センター等で実施される「さっぽろ市民カレッジ」をはじめとする各種事業を実施します。	既存	

◆ 市民まちづくり活動促進基本計画（第2期） 計画事業一覧表

基本 目標	基本 施策						
		No.	施策/事業名	部局	再 掲	事業概要	新規 レベ 既存
基本目標 3 『交流』 ～身近な地域における場と交流機会の創出							
3－1 地域交流活動の促進と支援							
	57	元気なまちづくり支援事業	市) 市民自治推進室	再	区や地域の特性を活かした元気で魅力あふれる地域づくりを進めるため、さまざまな事業を通じて市民の主体的なまちづくり活動を支援し、地域交流活動の促進を図ります。	既存	
	58	はつらつシニアサポート事業（高齢者地域貢献支援事業）	保) 高齢保健福祉部		高齢者の生きがい対策として、高齢者団体などが自主的に行うサロン活動や地域貢献活動に関する先駆的な取り組みに対して支援を行います。	既存	
	59	地域子育て支援事業	子) 子育て支援部		地域と一体となった子育て支援を展開するため、地域の子育てサロンへの支援、地域における子育て支援ネットワークの推進、子育て家庭への支援及び子育て支援者の育成などを行います。	既存	
	60	地域子育て支援拠点事業（常設子育てサロン）	子) 子育て支援部		子育て家庭の孤立化防止や子育てに関する不安の軽減など、安心して子育てができる環境の充実のため、週3回、一定時間以上開催する常設の子育てサロン（親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換をする場）の充実を図ります。	既存	
◎ 3－2 地域交流の場の整備と活動支援							
	61	町内会等活動拠点支援事業	市) 地域振興部		地域での活動の場を確保し、市民による主体的なまちづくり活動の場を確保するため、町内会等が、地域のコミュニティ活動を行うための専用施設を所有せず民有施設を借り上げている場合に、その賃借料の一部を補助します。	既存	
	62	地区会館リフレッシュ事業	市) 地域振興部		地域住民が集いやすい施設づくりを進めるため、地区会館（まちセン併設）について、地域のニーズに応じた改修や備品購入に対する補助を行います。	既存	
	63	市民集会施設建築費補助事業	市) 地域振興部		地域が建築する市民集会施設について、老朽化した施設の建て替えや長寿命化のため、建築費に対する補助を実施します。	既存	
	64	学校とまちづくりセンターの併設化	市) 地域振興部		学校と地域の交流をより一層促進し、地域活動や教育活動への様々な相乗効果と活性化が図られることを目的として、まちづくりセンターの学校への併設化を検討します。	新規	
	65	地域活動の場整備支援事業	市) 市民自治推進室		地域資源の再活用及び地域活動の活発化を図るため、市民から企画を募集し、審査の上、空き家・空き地等を地域活動の場として利用できるよう、整備・改修を支援します。	既存	
	66	新たな地域の交流の場の調査	市) 市民自治推進室		コミュニティカフェ等による地域の交流の場の創出を支援し、地域内コミュニケーションの促進を図るため、現状の地域の交流の場の調査や活用促進のイベントの開催、ホームページでの情報発信を行います。	新規	
	67	子どもの体験活動の場整備事業	子) 子ども育成部		子どもの自主性、社会性、創造性を高めるとともに、多世代交流等を図るため、小学校の跡校舎を活用し、子どもに多様な体験機会を提供する場を整備します。	既存	
	68	地域子育て支援事業	子) 子育て支援部	再	地域と一体となった子育て支援を展開するため、地域の子育てサロンへの支援、地域における子育て支援ネットワークの推進、子育て家庭への支援及び子育て支援者の育成などを行います。	既存	
	69	地域子育て支援拠点事業（常設子育てサロン）	子) 子育て支援部	再	子育て家庭の孤立化防止や子育てに関する不安の軽減など、安心して子育てができる環境の充実のため、週3回、一定時間以上開催する常設の子育てサロン（親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換をする場）の充実を図ります。	既存	

◆ 市民まちづくり活動促進基本計画（第2期） 計画事業一覧表

基本目標	基本施策						
		No.	施策/事業名	部局	再掲	事業概要	新規 レベル 既存
基本目標 3 『交流』 ～身近な地域における場と交流機会の創出							
3-3 まちづくりセンターでの地域活動支援機能の充実							
70	地区会館リフレッシュ事業	市) 地域振興部	再	地域住民が集いやすい施設づくりを進めるため、地区会館（まちセン併設）について、地域のニーズに応じた改修や備品購入に対する補助を行います。	既存		
71	まちづくりセンター地域自主運営化推進事業	市) 市民自治推進室	再	市が設置しているまちづくりセンターの運営を地域団体に委託することによって、地域の創意工夫を活かした運営を実現し、地域のまちづくりの拠点としての機能を高めます。また、自主運営を行う地域団体が自ら定めたまちづくりの目標である「地域活動ビジョン」を実現するため、「地域交付金」を交付します。	既存		
72	「（仮称）まちづくりのレシピ」整備事業	市) 市民自治推進室	再	地域課題の解決や施策立案に活用するため、各地区で実施している取組・課題解決事例や、各区・局で行っている支援事業を集約し、「まちづくりのレシピ」として全庁に提供します。	新規		
73	地域カルテ・マップの活用	市) 市民自治推進室		現状の課題に加え、統計データや将来推計等を追加した、次期「地域カルテ・マップ」（戦略的地域カルテ・マップ）を作成し、地域における議論の活性化を図るとともに、市内87か所のまちづくりセンターを通じて、オリジナルマップの作成や、ワークショップの開催を支援し、地域における自主的な市民まちづくり活動を応援し、地域のネットワーク化を促進します。	レベル		
74	元気なまちづくり支援事業（まちづくりセンター協働枠）	市) 市民自治推進室	再	区や地域の特性を活かした元気で魅力あふれる地域づくりを進めるため、さまざまな事業を通じて市民の主体的なまちづくり活動を支援する「元気なまちづくり支援事業」において、「まちづくりセンター協働枠」を設け、まちづくりセンターの所管地域単位で行われる活動に対して、まちづくりセンターが活動を支援するとともに、地域の特性や個性を生かした事業を実施します。	既存		
75	まちづくりセンターの支援力強化	市) 市民自治推進室		まちづくりセンターの支援力強化のために、まちづくりセンター所長を対象とした研修やまちづくり活動に関する情報提供、アドバイザーの派遣などを実施します。	既存		

◆ 市民まちづくり活動促進基本計画（第2期） 計画事業一覧表

基本目標	基本施策						新規 レベル 既存
		No.	施策/事業名	部局	再掲	事業概要	
基本目標 4 『連携』 ～多様な活動主体間の連携の促進							
4－1 連携促進に向けた環境の充実と地域のネットワーク化							
76	地域カルテ・マップの活用	市) 市民自治推進室	再	現状の課題に加え、統計データや将来推計等を追加した、次期「地域カルテ・マップ」（戦略的地域カルテ・マップ）を作成し、地域における議論の活性化を図るとともに、市内87か所のまちづくりセンターを通じて、オリジナルマップの作成や、ワークショップの開催を支援し、地域における自主的な市民まちづくり活動を応援し、地域のネットワーク化を促進します。	レベル		
77	元気なまちづくり支援事業（わがまち・地域活性化枠、区民協議会特別推進枠）	市) 市民自治推進室	再	地域のネットワークにより区や地域の特性を活かした地域づくりを進めるため、市民の主体的なまちづくり活動を支援する「元気なまちづくり支援事業」に「わがまち・地域活性化枠」を設け、区全体で行うべき取り組みや複数地域にまたがるまちづくり活動を支援するとともに、「区民協議会特別推進枠」により区民協議会等の意見を反映した事業を実施します。	既存		
78	さっぽろまちづくりパートナー協定	市) 市民自治推進室	再	企業によるまちづくり活動（地域・社会貢献）を普及促進するため、企業と札幌市が協力して包括的にまちづくりに取り組むことを定める「さっぽろまちづくりパートナー協定」締結企業の活動を広く市民に紹介し、企業の関心と意欲を喚起するとともに、パートナー企業の拡大に向けた取組を行います。併せて、パートナー企業が行う地域の団体との活動を支援し、地域のネットワーク化を促進します。	既存		
79	NPOによる地域ネットワーク事業	市) 市民自治推進室		様々な活動主体の連携による地域づくりの仕組みを構築するため、地域にネットワークを持つNPOと町内会との連携事業を補助するほか、NPOと地域とのマッチング支援を行います。	レベル		
80	人材ネットワークの形成（市民まちづくり活動促進総合事業）	市) 市民自治推進室	再	市民まちづくり活動団体の自立的で持続可能な活動の高度化に寄与する人材ネットワークを構築します。	レベル		
81	福祉のまち推進センター事業	保) 総務部	再	幅広い市民の福祉活動への参加により、だれもが安心して暮らせる地域社会をつくるため、概ね連合町内会を単位として市内89か所に設置されている、「地区福祉のまち推進センター」において、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、子育て家庭などに対して、日々の安否確認や日常的な手助けなど地域ぐるみで行う援助活動を推進します。	既存		
82	商店街地域連携促進事業	経) 産業振興部	再	商店街の新たな役割や可能性の発見と地域課題解決のアイデアを創出する「場」を構築することを目的に、地域コミュニティの担い手である商店街の、多様な地域団体等と連携した地域課題の解決に向けた取組みの企画・実施に対し、支援を行います。	レベル		
◎ 4－2 企業の社会貢献活動の促進							
83	企業による市民活動促進事業	市) 市民自治推進室	再	企業によるまちづくり活動の促進と、企業のノウハウや資源を活用したまちづくり活動の活性化のために、企業を対象としたまちづくり活動への参加機会の提供や、CSR（企業の社会的責任）活動に未着手の企業に対する活動方法の提案を行います。 また、企業への参加機会の提供としては、市民の参加機会創出やまちづくり活動団体への支援も兼ねて、さぽーとほっと基金への寄附付商品販売キャンペーンである「買って食べてSAPPOROスマイルプロジェクト」を実施します。	レベル		
84	さっぽろまちづくりパートナー協定（さっぽろまちづくりパートナー企業PR事業）	市) 市民自治推進室	再	企業によるまちづくり活動（地域・社会貢献）を普及促進するため、企業と札幌市が協力して包括的にまちづくりに取り組むことを定める「さっぽろまちづくりパートナー協定」締結企業の活動を広く市民に紹介し、企業の関心と意欲を喚起するとともに、パートナー協定に興味を持った企業と締結に向けた協議を行います。	既存		
85	サッポロサタデースクール事業の実施	教) 生涯学習部	再	地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用したプログラムを土曜日や学校の長期休業中に学校施設等を活用して実施することを通じて、地域の教育力の向上を図るとともに、地域と学校の連携の仕組みを整えます。	新規		

◆ 市民まちづくり活動促進基本計画（第2期） 計画事業一覧表

基本目標	基本施策						
		No.	施策/事業名	部局	再掲	事業概要	新規 レベ 既存
基本目標 4 『連携』～多様な活動主体間の連携の促進							
◎ 4－3 異種連携の促進とコーディネート人材の育成							
	86	NPOによる地域ネットワーク事業	市) 市民自治推進室	再	様々な活動主体の連携による地域づくりの仕組みを構築するため、地域にネットワークを持つNPOと町内会との連携事業を補助するほか、NPOと地域とのマッチング支援を行います。	レベ	
	87	企業による市民活動促進事業	市) 市民自治推進室	再	企業によるまちづくり活動の促進と、企業のノウハウや資源を活用したまちづくり活動の活性化のために、企業を対象としたまちづくり活動への参加機会の提供や、CSR（企業の社会的責任）活動に未着手の企業に対する活動方法の提案を行います。 また、企業への参加機会の提供としては、企業資源を活用したまちづくり活動団体への支援も兼ねて、さぼーとほっと基金への寄附付商品販売キャンペーンである「買って食べてSAPPOROスマイルプロジェクト」を実施します。	レベ	
	88	さっぽろまちづくりパートナー協定（さっぽろまちづくりパートナー企業PR事業）	市) 市民自治推進室	再	企業によるまちづくり活動（地域・社会貢献）を普及促進するため、企業と札幌市が協力して包括的にまちづくりに取り組むことを定める「さっぽろまちづくりパートナー協定」締結企業の活動を広く市民に紹介し、企業の関心と意欲を喚起するとともに、パートナー企業の拡大に向けた取組を行います。 併せて、パートナー企業が行う地域の団体との活動を支援し、企業とまちづくり活動団体の連携を促進します。	既存	
	89	社会課題解決人材の育成（市民まちづくり活動促進総合事業）	市) 市民自治推進室	再	課題を共有し、共感を得ながら地域住民のアイデアや知恵、参加や支援を引き出し、ネットワークを構築しながら社会課題の解決に取り組むコーディネーター人材を育成するため、ワークショップなどを実施します。	新規	
	90	人材ネットワークの形成（市民まちづくり活動促進総合事業）	市) 市民自治推進室	再	市民まちづくり活動団体の自立的で持続可能な活動の高度化に寄与する人材ネットワークを構築します。	既存	
	91	福祉のまち推進センター事業	保) 総務部	再	幅広い市民の福祉活動への参加により、だれもが安心して暮らせる地域社会をつくるため、概ね連合町内会を単位として市内89か所に設置されている、「地区福祉のまち推進センター」において、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、子育て家庭などに対して、日々の安否確認や日常的な手助けなど地域ぐるみで行う援助活動を推進します。	既存	
	92	商店街地域連携促進事業	経) 産業振興部	再	商店街の新たな役割や可能性の発見と地域課題解決のアイデアを創出する「場」を構築することを目的に、地域コミュニティの担い手である商店街の、多様な地域団体等と連携した地域課題の解決に向けた取組みの企画・実施に対し、支援を行います。	レベ	

◆ 成果指標一覧表

基本目標 1 『参加』 ～より多くの市民のまちづくり活動への理解と参加の促進

把握事項	指標	H25	H30 目標
参加の実感	市民まちづくり活動に参加したことのある人の割合	41.8%	70.0%
町内会加入	町内会加入率	71.1%	74.0%
寄附による参加	さぽーとほっと基金への寄附件数	309 件	360 件
	さぽーとほっと基金への寄附金額（累計）	4 億 9000 万円 (H25 末累計見込)	7 億 4000 万円

基本目標 2 『向上』 ～団体の運営基盤の強化と社会的課題の解決能力の向上

把握事項	指標	H25	H30 目標
組織化	市民活動サポートセンター登録団体数	2,141 団体 (H25.12.6 時点)	2,500 団体
	認証 NPO 法人数	875 団体 (H25.12.1 時点)	1,100 団体
資金調達力	さぽーとほっと基金団体指定寄附件数	97 団体 (H25.12.6 時点)	150 団体
運営基盤	認定 NPO 法人・仮認定 NPO 法人・条例個別指定 NPO 法人数	10 団体	30 団体

基本目標 3 『交流』 ～身近な地域における場と交流機会の創出

把握事項	指標	H25	H30 目標
交流の実感	身近に交流の機会があると感じている人の割合	31.8%	40.0%
場の整備	整備・創出された地域活動の場の数（累計）	20 件	100 件 (H26-30 計)
まちセンの活用	まちづくりセンターが支援した地域の主体的な活動数（累計）	913	1,060

基本目標 4 『連携』 ～多様な活動主体間の連携の促進

把握事項	指標	H25	H30 目標
団体の連携	連携している市民まちづくり活動団体の割合	59.6%	70.0%
企業との連携	市と協定を締結している企業の数	341 件	400 件
異種団体連携	異種団体と連携している市民まちづくり活動団体の割合	33.1%	40.0%

◆ 第 2 期基本計画の検討経過

第 1 市民まちづくり活動促進テーブルにおける審議

第 2 期基本計画の基本的方向性については、促進条例第 7 条第 3 項に基づき、平成 25 年(2013 年) 6 月 13 日に市民まちづくり活動促進テーブルが札幌市長の諮問を受け、6 回の検討を行い答申としてまとめました。

年月日	会議名	内容
平成 25 年 6 月 13 日	本部委員会	市長からの諮問 第 1 期計画の概要確認
平成 25 年 9 月 26 日	事業検討部会	各種調査報告を受け、第 1 期計画の振り返り
平成 25 年 10 月 2 日	事業検討部会	第 1 期計画の振り返り
平成 25 年 10 月 7 日	事業検討部会	第 1 期計画の振り返りのまとめと第 2 期計画の方向性の検討
平成 25 年 11 月 20 日	事業検討部会	第 2 期計画の方向性と答申素案の検討
平成 25 年 12 月 3 日	本部委員会	第 2 期計画の方向性と答申案の確認

【市民まちづくり活動促進テーブル 委員名簿】

氏名	職業等	備考
池田 啓子	株式会社特殊衣料 代表取締役社長	事業検討部会委員
金井 英樹	株式会社喜粋堂意匠研究所 代表	
喜多 洋子	地域コーディネーターかどま〜る 代表 さっぽろパブリックポートネットワーク 代表	事業検討部会委員
木村 純	北海道大学 高等教育推進機構 高等教育研究部研究部門長 教授	
黒田 澄雄	特定非営利活動法人ゆいまーる 理事長	事業検討部会委員
河野 和枝	北星学園大学社会福祉学部准教授	事業検討部会委員
知野 福一郎	札幌商工会議所中小企業相談所嘱託専門相談員（税理士・中小企業診断士）	
福士 昭夫	石山地区まちづくり協議会会長	事業検討部会委員
堀内 仁志	アパート経営	
向井 和恵	市立札幌病院ボランティアの会「やさしさ」 ジェントルボランティアコーディネーター	

※本部委員会は委員全員で構成

第2 各種調査の実施

第2期基本計画の検討にあたっては、以下の調査等を実施し参考にしました。

1 市民まちづくり活動団体へのアンケート調査

- (1) 実施期間 平成25年6月21日～7月12日
- (2) 調査対象 市民まちづくり活動団体 2,912団体
(市民活動サポートセンター利用登録団体、さぼーとほっと基金登録団体、札幌市内に主たる拠点を有するNPO法人)
- (3) 有効回答数 681件 (23.4%)
- (4) 調査内容 市民まちづくり活動団体の現状と課題など

2 さぼーとほっと基金寄附者へのアンケート調査

- (1) 実施期間 平成25年6月21日～7月12日
- (2) 調査対象 平成23年度から平成24年度にかけてさぼーとほっと基金に寄附をいただいた個人及び団体 273件
- (3) 有効回答数 130件 (47.6%)
- (4) 調査内容 寄附をした理由や寄附に対する意識など

3 市民アンケート調査

- (1) 実施期間 平成25年6月19日～7月9日
- (2) 調査対象 「等間隔無作為抽出」で選んだ札幌市全域の18歳以上の男女10,000人
- (3) 有効回答数 4,886件 (48.9%)
- (4) 調査内容 市民まちづくり活動への参加状況など

4 市民ワークショップ

- (1) 実施日時 平成25年8月9日
- (2) 参加人数 30人
(抽出方法 「等間隔無作為抽出」で選んだ札幌市全域の18歳以上の男女1,500人に案内文を送付、申し込みのあった方から抽選で参加者を抽出)
- (3) ワークショップ内容
市民まちづくり活動への参加について意見交換を実施

5 市民まちづくり活動団体からの意見聴取

- (1) 実施日時 平成25年8月2日
- (2) 参加人数 31団体42人
(抽出方法 前述第2の1「市民まちづくり活動団体へのアンケート調査」に併せて、案内文を送付し申し込みのあった全団体が参加)

(3) 主な内容

参加団体の現状と課題について情報交換を実施

第3 各種調査結果等の活用

第2期基本計画の検討にあたっては、過去に行われた以下の調査等も参考にしています。

1 市民自治に関するアンケート調査

- (1) 実施期間 平成22年1月13日～2月1日
- (2) 調査対象 「等間隔無作為抽出」で選んだ札幌市全域の18歳以上の男女5,000人
- (3) 有効回答数 1,837件 (36.7%)
- (4) 調査内容 情報共有、市民参加の状況など

2 町内会・自治会に関するアンケート調査

- (1) 実施期間 平成21年11月～12月
- (2) 調査対象 札幌市内の町内会長（町内会の代表者）2,220人
- (3) 有効回答数 1,587件 (71.5%)
- (4) 調査内容 町内会活動の現状と課題、今後の活動など

3 社会貢献事例調査

- (1) 実施期間 平成22年6月30日～7月20日
- (2) 調査対象 従業員5名以上の市内事業所 9,621事業所
- (3) 有効回答数 2,335件 (24.3%)
- (4) 調査内容 市内事業者における地域・社会貢献活動への取組実態や今後の意向など

第2期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画（案）

平成26年（2014年）2月発行

札幌市市民まちづくり局市民自治推進室市民活動促進担当課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL：011-211-2964 FAX：011-218-5156

Eメール shimin-support@city.sapporo.jp